

令和 3 年度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 6 2 |
-

令和 4 年 3 月 1 1 日 (金曜日)

建設環境委員会会議録

委員 山本幸廣君

令和4年3月11日 金曜日

午前10時00分開議

午後 4時05分閉議（実時間282分）

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第7号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第12号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
1. 議案第13号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算
1. 議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第23号・市道路線の認定について
1. 議案第24号・八代市土地開発公社の解散について
1. 議案第38号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君
委員 木村博幸君
委員 谷口徹君
委員 前川祥子君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	沖田良三君
建設部次長	高木剛生君
建設部次長	西竜一君
都市整備課長	深川洋光君
土木課長	竹原彰吾君
下水道総務課長	奥村勝己君
下水道総務課長補佐 兼水洗化促進係長	上村和寛君
下水道総務課 主幹兼経営係長	園田哲次君
住宅課長	早木浩二君
理事兼 下水道建設課長	涌田直美君
用地課長	正山茂文君
建設政策課長	一美晋策君
市民環境部長	谷脇信博君
市民環境部次長	嶋田和博君
環境センター管理課長	稲本健一君
理事兼環境課長	武宮学君
理事兼 循環社会推進課長	坂口初美君

○記録担当書記 緒方康仁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事

件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（沖田良三君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号の建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、よろしく願いたいします。

○建設部次長（高木剛生君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の高木でございます。よろしく願いたいします。それでは、着座にて御説明いたします。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手元の議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第13号をお願いいたします。

21ページをお開きいただき、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目4・橋梁維持費は、補正額1億100万円を増額補正し、2億8798万2000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が5555万円、地方債が4540万円、一般財源が5万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を9000万円、節・14工事請負費を1100万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております橋梁長寿命化修繕事業でございます。国の補正予算に伴い、令和4年度に予定しております事業の一部を前倒しして実施するため、補正をお願いするものでございます。

次に、21ページ、中段の表を御覧ください。

款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額480万円を増額補正し、8126万2000円としております。補正額の財源内訳につきましては、地方債が480万円でございます。

補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を480万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております県河川海岸事業負担金事業でございます。これは、県が進めております海岸事業において、国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するため、その負担金を増額補正するものでございます。

次に、21ページ、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目2・街路事業費は、補正額1億1080万円を増額補正し、2億1566万4000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が4900万円、地方債が5930万円、一般財源が250万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を2749万2000円、節14・工事請負費を7050万8000円、節18・負担金補助及び交付金を1280万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております西片西宮線道路整備事業が9800万円、南部幹線道路整備事業が1280万円でございます。

まず、西片西宮線道路整備事業につきまして

は、国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するための補正をお願いするものでございます。

また、県が事業を進めております南部幹線道路整備事業につきましても、同じく国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するため、その負担金を増額補正するものでございます。

次に、21ページ、下の表の2段目を御覧ください。

目4・公園費は、補正額2000万円を増額補正し、2億9062万4000円としております。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が1000万円、地方債が1000万円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を2000万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております公園施設長寿命化対策支援事業でございます。国の補正予算に伴い、事業の一部を前倒しして実施するため、補正をお願いするものでございます。

別冊の委員会資料、議案1号の2ページを御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業を茶色で、県河川海岸事業負担金事業を青色で、西片西宮線などの街路事業を黒色で、公園施設長寿命化対策支援事業を緑色で、それぞれの事業箇所を示しております。

以上、議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（太田広則君） 公園施設長寿命化対策

支援事業で、古城児童公園、私の町内なものですから、少し詳細をお聞きしたいんですが、今ほとんど鉄も絡んでの遊具だと思いますが、これがほとんどプラスチック化されていく遊具に変わっていくんでしょうか。その詳細だけちょっと教えてください。

○都市整備課長（深川洋光君） 都市整備課、深川です。よろしく申し上げます。

委員お尋ねの古城児童公園につきましては、現在ブランコ、砂場等がございますけれども、こちらのほうを四連ブランコですね、に新しくするということになります。平成25年度にも鉄の複合遊具も改築はしておりますけれども、今回は、ブランコの改築になります。先ほどの砂場というのは、ちょっと訂正、違います。ブランコの改築になります。

以上です。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑はありますか。

○委員（谷口 徹君） 橋梁長寿命化修繕事業なんですけども、市のホームページ見たら、計画を策定されてましたけども、直近の計画策定年、それと対象の橋梁数、それと対象となる橋梁の要件を教えてくださいなと思います。

○土木課長（竹原彰吾君） 土木課の竹原でございます。今、委員お尋ねのですね、橋梁長寿命化についてお答えいたします。

直近のですね、計画策定といいますのが令和元年度になります。それと、対象の橋梁数でございますが、全部で1861橋ございます。進捗状況といいますか、現在ですね、この点検を行いますけれども、5年ごとに点検を行っていきます。判定がですね、損傷度合いが1から4までございまして、3以上になりますと何らかの対策をしないといけないということでござい

ますが、今、令和2年度のですね、末でございますが、3判定の橋が104橋ございます。そのうちですね、29橋につきましては、現在、着手、補修設計を出しているということでございまして、こういうのをですね、また今後続けていくということになります。

以上、お答えをいたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） 資料提供か何か求めますか。

○委員（谷口 徹君） いいえ、よろしいです。

○委員長（上村哲三君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 今、説明がありました中でですね、前倒しという、ここ辺りについては、私は本当にこう職員の方々も大変御苦労かと思えます。

同時に1つ心配するのはですね、前倒ししていけば、どうしても、同業者の方々に対してはですね、私は物すごくメリットがあると思うんですよ。

やはり令和3年度の事業の完了というのは大体が3月31日を目安にして、できなかった場合には繰越しをするというような状況ですので、今回についての前倒しというのはですね、私は、この災害どきに、きちっとした裏づけがあって前倒しをされたということで、大変理解はしております。このような状況でですね、しっかりした前倒しの中で、やはり建設業界等もですね、しっかり協会とコンセプトを取りながらですね、頑張っただけならば、そのように思えます。

今回については、本当にこの予算というのは、すばらしいですよ。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前10時12分 小会）

（午前10時12分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○委員（山本幸廣君） 訂正をさせていただきます。平成を令和ということに訂正をさせていただきたいと思えます。

○委員長（上村哲三君） そのようにお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時12分 小会）

（午前10時14分 本会）

◎議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の奥村でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） それでは、議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算につきまして、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出補正予算の総額に、それぞれ2万円を追加し、9425万1000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算に記載しております。

それでは、本補正予算につきまして、3ページからの説明書を基に御説明いたします。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金、補正前の額4393万3000円に、補正額2万円を追加し、4395万3000円としております。

下段の歳出を御覧ください。

款2、項1・公債費、目2・利子、補正前の額519万円に補正額2万円を追加し、521万円としております。

内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

増額した理由といたしましては、この貸付けは金融機関による入札を行い、これまでは貸付け利率が0.3%ほどであったものの、令和2年度は0.5%となり、予算に不足が生じたことが原因でございます。

以上で、議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時17分 小会）

（午前10時17分 本会）

◎議案第7号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第7号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課の奥村でございます。隣が下水道建設課長の涌田でございます。よろしくようお願いいたします。着座にて説明いたします。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第7号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について説明いたします。補正予算書・第2号をお願いします。

今回の補正の内容は、昨年12月20日に成立しました国の令和3年度1次補正予算により、社会資本整備総合交付金の内示がありましたことから、これを活用し、管渠築造工事、中央ポンプ場改築工事及び水処理センター施設の詳細設計などの事業推進を図るため、所要の事

業費につきまして、補正をお願いするものです。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量では、主要な建設改良事業の管渠施設整備費で2億5000万円を追加し、補正後の額を11億910万1000円に、ポンプ場施設整備費で9700万円を追加し、補正後の額を3億8944万6000円に、水処理センター施設整備費で2500万円を追加し、補正後の額を3979万円としております。

次に、第3条の資本的収入及び支出額では、当初予算における第4条本文括弧中に記載しておりました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきましては、今回の補正により変更となったものを改めますとともに、収入では、第1款・資本的収入、第1項・企業債で1億6550万円、第2項・補助金で1億8600万円をそれぞれ追加し、資本的収入の補正後の総額を23億56万9000円としております。

2ページをお願いします。

次に、支出では、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費で、3億7200万円を追加し、資本的支出の補正後の総額を33億7397万円としております。

なお、補正額の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、第4条、企業債では、資本的収入における企業債の増額に伴い、起債の借入れ限度額の変更を行っております。

続きまして、3ページからが下水道事業補正予算書に関する説明書でございます。

5ページが補正予算の実施計画、6ページが資本的収入及び支出の明細でございます。

6ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、款1・資本的収入、項1・企業債、目1・企業債で1億655

0万円を追加しまして、補正後の計を12億5350万円としております。

次に、項2・補助金、目1・国庫補助金で、1億8600万円を追加しまして、補正後の計を5億4200万円としております。

7ページをお願いします。

支出につきましては、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で2億5000万円を追加しまして、補正後の計を11億910万1000円としております。

補正額の内訳としましては、まず、ストックマネジメントに関する経費としまして、委託料及び工事請負費を合わせ8000万円、その他未普及地域に係る管渠築造工事費としまして、1億7000万円を予定しております。

次に、目2・ポンプ場施設整備費で9700万円を追加しまして、補正後の計を3億8944万6000円としております。

補正額の内訳としましては、平成29年度から実施しております、中央ポンプ場改築工事の5期目として9000万円、ポンプ場施設の持続的な機能確保等を図るための点検調査・改築修繕計画を策定するため、ストックマネジメント改築基本計画策定業務委託として700万円を予定しております。

次に、目3・水処理センター施設整備費で2500万円を追加しまして、補正後の計を3979万円としております。

補正額の内訳としましては、ポンプ場施設と同様に、機能確保等を図るための点検調査・改築修繕計画策定のためのストックマネジメント改築基本計画策定業務委託1500万円、耐水化工事に伴う経費としまして、委託料及び工事費を合わせ1000万円を予定しております。

なお、それぞれの予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

また、今回の補正予算につきましては、全額

繰越しを予定しており、後ほど説明いたします
令和4年度当初予算と併せまして、事業を推進
していく予定としております。

以上、議案第7号・令和3年度八代市下水道
事業会計補正予算・第2号の説明を終わります。
御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑をお願いしま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより
採決いたします。

議案第7号・令和3年度八代市下水道事業会
計補正予算・第2号については、原案のとおり
決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時24分 小会）

（午前10時26分 本会）

◎議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算
（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第8号・令和4年度八代市一般会
計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を
求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民
環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） おはようござ
います。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）市民環境部の谷脇でございます。よろしく
お願いたします。

議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算
のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部
及び建設部が所管します当初予算につきまして、
総括を述べさせていただきます。着座にて説明
させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部長（谷脇信博君） 失礼します。

まず、予算の説明に入ります前に、来年度か
ら、環境部門の組織機構の再編について、簡単
に御説明させていただきます。

し尿処理施設や火葬場など、環境関連施設の
迅速な整備及び適切な維持管理を行うため、環
境施設課を設置し、関連業務などの集約、一元
化を図ります。

同課の新設に合わせまして、組織のスリム化、
効率化の観点から、現行の環境課、循環社会推
進課、環境センター管理課の3課を環境課、循
環社会推進課、そして環境施設課の3つに再編
することといたしております。

それでは、令和4年度の衛生費関係予算につ
きまして、御説明させていただきます。

予算書の12ページをお願いします。

款4・衛生費でございます。

衛生費欄には、健康福祉部所管分と市民環境
部所管分及び建設部所管分を含めた予算が記載
されております。

款4・衛生費の令和4年度予算額は39億4
634万7000円で、うち健康福祉部所管分
を除く予算は、20億6405万7000円で
ございます。

令和3年度予算は37億4594万2000
円で、健康福祉部所管分を除く予算は21億9
92万7000円となっており、増減額では、
全体で2億40万5000円の約5.3%の増、
健康福祉部所管分を除く予算は4587万、約
2.2%の減となっております。

増減の主な要因でございますが、八代生活環
境事務組合の負担金の減などが主な理由でござ

います。

次に、令和4年度環境施策に関する主な取組として、4点ほど説明させていただきます。

1点目、環境関連施設についてでございます。

斎場や衛生処理センターなど、環境部門が所管いたします施設は老朽化したものが多く、各施設の安全性や処理能力を維持するための対応を重点的に進めながら、市民への安定的なサービス提供が維持できるように努めます。

また、将来に安定して安全に斎場機能を維持するためには、施設全体の更新が必要でありますことから、八代生活環境事務組合や水川町とも協議しながら、延命化対策と同時並行で、1日でも早い新斎場整備に向けて検討を行ってまいります。

なお、清掃センターにつきましては、環境センターの完成に伴い、平成30年をもって、ごみ焼却施設としての役目を終えましたことから、今後、施設の解体に向けて取り組んでまいります。

2点目、環境保全対策についてでございます。

本定例会におきまして、市長が2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明されたところでございます。

引き続き、住宅用太陽光発電システムなど、普及を図りますとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、今後、中長期的な目標を設定した上で、具体的な取組を進めてまいります。

3点目、ごみ減量化対策でございます。

ごみの減量と再資源化への取組につきましては、市報折り込みによる啓発チラシの配布に加え、市ホームページやスマートフォンのごみ分別アプリサービスを活用し、食品ロス削減やリデュースなどの3Rに関する内容のほか、紙類やプラスチックなどを資源循環するための正しい分別方法について、より多くの皆様に情報発

信してまいります。

4点目になりますが、環境センター、エコエイトやつしろは平成30年10月の本格稼働以降、令和2年7月豪雨で発生しました、可燃性災害廃棄物の受入れも昨年度から引き続きやっておりますが、安定したごみ処理ができております。

なお、令和4年4月には、国のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行される予定となっており、今後さらに、再資源化の推進を行うために、令和4年度は民間事業者を活用するなどの対応を予定しております。

また、エコエイトやつしろを活用した環境学習につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に続き、施設見学など、御希望に沿えないところがございますが、緑地広場につきましては、休日に限らず、家族連れなど、コロナ禍前と同じように、多くの皆様に御利用いただいているところでございます。

今後も施設の安定稼働に努めながら、ごみの適正処理はもとより、環境学習の拠点として、より多くの市民の皆様に御利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございますが、今後も市議会をはじめ、市民の皆様のお意見を伺いながら、改善すべきところは改善し、環境に優しいまちづくりを目指し、事業の着実な遂行に努めてまいります。

各事業の内容につきましては、担当の嶋田次長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算中、本委員

会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部及び建設部が所管します歳出予算について説明させていただきます。

令和4年度当初予算の総括につきましては、先ほど谷脇部長が説明をいたしましたので、私からは予算書の目ごとに順次説明をさせていただきます。

それでは、予算書75ページをお開きください。

まず、下段になりますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。6051万4000円を計上し、前年度より349万6000円の減額となっております。これは、八代生活環境事務組合負担金（火葬場）の減額が主な理由でございます。

まず、斎場管理費の事業概要について、右端の説明欄を御覧ください。

斎場管理運営事業及び下の斎場施設整備事業ですが、松崎町にあります当該施設は老朽化が進んでおりますことから、安全面、衛生面に配慮した適切な管理運営に必要な費用を計上しております。また、施設の老朽化対策として、定期的な改修を実施し、炉などの緊急停止等が起こらないよう施設整備を行うものでございます。

1つ飛びまして、生活環境事務組合負担金事業（火葬場）は、東陽町にあります八代生活環境事務組合斎場の維持管理に充てる本市負担金と本市及び氷川町の住民が、市斎場と組合斎場を同額で利用できるよう協定を結んでいる斎場相互利用負担金を計上しております。

次に、節ごとに内容を説明しますが、主に金額が大きいものについて述べさせていただきます。

節10・需用費330万円は、令和3年度の火葬設備等保守点検により、劣化が判明しました主燃バーナーの傾動装置の更新費用103万4000円、電気料等の光熱水費168万1000円が主なものでございます。

節12・委託料3125万円は、市斎場の運営管理業務委託2900万1000円、火葬設備等保守点検業務委託49万5000円が主なものでございます。

節14・工事請負費398万7000円は、市斎場の炉前ホールの空調設備の更新費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金2181万7000円は、八代生活環境事務組合の負担金1894万1000円、斎場相互利用協定に基づき、組合斎場を利用した場合に生じる市の負担金287万6000円でございます。

次に、特定財源の御説明をいたします。

その他の特定財源749万2000円は、市斎場使用料729万1000円、氷川町からの斎場相互利用負担金15万円が主なものでございます。

続きまして、76ページを御覧ください。

目4・狂犬病対策費でございます。752万2000円を計上し、前年度より144万円の増額となっております。これは、集合注射等に使用する公用車の更新が主な理由でございます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射事務に要する費用でございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名を雇用する経費でございます。

節10・需用費70万5000円は、犬の登録の際に、飼い主に渡す登録鑑札、狂犬病予防注射を行ったことを証明する注射済み票の購入経費が主なものでございます。

節11・役務費79万円は、狂犬病予防注射を飼い主に通知する郵便料でございます。

節12・委託料261万1000円は、犬の飼い主が行うこととなっている犬の登録及び狂犬病予防注射に関する諸手続を極力簡素化できるよう獣医師会に事務委託する経費93万1000円、毎年4月に実施しております狂犬病予

防集合注射の業務委託168万円でございます。

その他、特定財源528万3000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済み交付手数料収入360万3000円、集合注射において飼い主から徴収する注射料168万円でございます。

続きまして、下段の項2・生活環境費、目1・生活環境総務費でございます。2億668万7000円を計上し、前年度より1892万円の減額となっております。これは令和2年7月豪雨災害に伴う小型合併処理浄化槽設置補助金の減額が主な理由でございます。

生活環境総務費は、職員28名分の人件費、建設部が予算執行いたします小型合併処理浄化槽設置整備事業、特別会計繰出金事業（浄化槽）に要する経費でございます。

節2・給料から節4・共済費までは、先ほど御説明申し上げました人件費でございます。

節18・負担金補助及び交付金6835万8000円は、小型合併処理浄化槽の通常分139基と豪雨災害対応分16基の設置補助金が主なものでございます。

節27・繰出金1868万5000円は、八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計への繰出金でございます。

なお、特定財源3053万4000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に伴います国、県からの補助金でございます。

続きまして、77ページを御覧ください。

目2・環境保全対策費でございます。2490万2000円を計上し、前年度より1027万8000円の増額となっております。これは、来年度に実施予定の再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託が主な理由でございます。

環境保全対策費では、自然環境の状況に応じた対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動の促進を目的とした自然観察会や出前講座等を実施する環境学習推進事業、環境パートナーシップ会議と連携を図り、環境基本計画に掲

げる事業の推進や進行管理、環境保全活動に関する実践的取組を進める環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向けた施策を推進し、九州新幹線鉄道の騒音、振動の調査や悪臭調査等を行う環境保全対策事業、日常生活や経済活動を支える恵まれた地下水を保全し、継続的な利用を図るため、地下水塩水化調査や地下水有害物質モニタリング調査等を行う地下水保全対策事業、地球温暖化問題への対応として、各家庭における再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出量削減を図るための住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助等を行う地球温暖化対策推進事業を実施するものです。

委託料1367万8000円は、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託173万8000円、自動車騒音常時監視業務委託88万円、悪臭物質分析業務委託59万4000円、工場排水分析業務委託40万8000円などの環境調査のほか、2050年カーボンニュートラルに関し、本市の温室効果ガスの現状把握や将来推計、ビジョン等を検討するための再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託946万円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金1024万5000円は、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金としまして、太陽光発電システムや蓄電池約160基分の補助金1000万円が主なものでございます。

なお、特定財源の国県支出金は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金709万5000円、騒音規制及び地下水採取に伴う届出事務等に対する補助金32万2000円で、その他特定財源の1000万円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金でございます。

続きまして、下段の目3・廃棄物対策費でございます。2003万円を計上し、前年度より635万8000円の増額となっております。

これは、し尿処理施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託が主な理由でございます。

廃棄物対策費では、チラシ作成等による啓発、環境学習や環境フェスタ等の開催のほか、生ごみ堆肥化容器等の購入に対する助成事務により、市内から排出される一般廃棄物の減量化を図るごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の継続的な維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、八代市ごみ問題等対策検討会議の開催や不法投棄監視指導員によるパトロールを行い、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全を図る廃棄物処理対策事業、し尿処理施設、斎場及び最終処分場の整備に向けた検討を行う環境施設整備事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う不法投棄監視指導員2名の雇用に要する経費でございます。

節10・需用費181万8000円は、ごみ減量化対策として作成する啓発チラシ及びごみ分別ガイドブックの印刷製本費79万9000円のほか、燃料費38万3000円などが主なものでございます。

節12・委託料991万4000円は、し尿処理施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託781万8000円、敷川内環境保全用地の維持管理委託経費93万4000円、二見地区、昭和地区、坂本地区の民間最終処分場周辺における環境調査に要する委託経費96万4000円などが主なものです。

節18・負担金補助及び交付金170万円は、一般家庭から排出される生ごみ減量化を図るため、コンポスト式生ごみ堆肥化容器100基分と電気式生ごみ処理機50機分の購入者に対する助成金でございます。

特定財源の国県支出金33万7000円は、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金でございます。

また、その他特定財源285万9000円は、

ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金170万円、敷川内環境保全用地維持管理基金からの繰入金及び基金利子96万3000円などがございます。

続きまして、78ページを御覧ください。

目4・環境衛生費でございます。506万8000円を計上し、前年度より34万5000円の減額となっております。

これは、衛生害虫の駆除に使用します煙霧機を計画的に購入してまいりましたが、令和3年度で終了したことが主な理由でございます。

環境衛生費では、感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園3か所の維持管理を行う墓地関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名を雇用する経費でございます。

節10・需用費143万3000円は、衛生害虫の駆除に使用します薬剤等の消耗品費51万円、ボランティア活動袋等の印刷製本費35万2000円、消毒機械等の点検整備に伴う修繕料17万2000円が主なものです。

節12・委託料157万6000円は、排水路等の害虫駆除業務委託69万5000円、市営上片墓園、鏡墓地公苑、東陽墓地公苑、3か所の清掃業務委託80万円が主なものです。

その他特定財源134万3000円は、市営墓園3か所の管理料収入でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。14億342万6000円を計上し、前年度より1029万1000円の減額となっております。これは、令和3年度に実施しました水島最終処分場浸出水処理施設解体工事及び薬剤処理が主な理由でございます。

塵芥処理費では、環境センターの管理運営及び施設整備を行うごみ処理施設管理運営事業及

び一番下のごみ処理施設整備事業、閉鎖した清掃センター及び市内3か所の最終処分場の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集、運搬を行うごみ収集管理事業、1つ飛びまして、ごみの減量化と樹木、剪定くずの資源化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、八代生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場等の管理や事務に係る共通的な経費を負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、千丁支所管内における平成29年、平成30年の一般廃棄物収集運搬業務委託に対しての損害賠償を求める訴訟に関する一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員3名及び職員9名分の人件費やもろもろでございます。

節10・需用費1822万8000円は、分別収集容器等購入経費350万円、新型コロナウイルス感染症対策に係るアルコール消毒液の購入費14万1000円、環境センターや閉鎖した清掃センター及び最終処分場の施設整備修繕や公用車整備点検などの修繕費1228万3000円が主なものでございます。

節11・役務費1281万2000円は、有料指定ごみ袋を販売していただいている小売店等への販売手数料1176万3000円が主なものです。

節12・委託料12億1819万8000円は、環境センターエネルギー回収推進施設運営委託2億4003万1000円、マテリアルリサイクル推進施設運営委託1億7725万1000円、エネルギー回収推進施設から排出されます焼却灰の運搬及び資源化委託1億4534万6000円、マテリアルリサイクル推進施設から排出されます資源物等の運搬及び処理委託3728万7000円、清掃センター解体実施設計業務委託1550万円、可燃物及び資源物

収集運搬業務委託5億10万6000円、有料指定ごみ袋作成業務委託5903万7000円、有料指定ごみ袋の販売代金収納業務委託1764万5000円が主なものでございます。

節17・備品購入費1035万円は、樹木粉碎機の備品購入650万円、プラスチック製容器圧縮梱包機のシリンダー購入385万円でございます。

節18・負担金補助及び交付金7033万5000円は、八代生活環境事務組合の負担金6997万6000円が主なものです。

なお、特定財源の地方債1470万円は、清掃センター解体実施設計業務に伴います合併特例債でございます。

その他特定財源の3億8950万6000円は、搬入ごみ処理手数料収入1億3560万7000円、有料指定ごみ袋処理手数料収入2億1703万4000円、再資源化物販売代金納付金2561万8000円、環境センター施設使用料479万2000円が主なものです。

最後になりますが、下段の目6・し尿処理費でございます。2億7570万8000円を計上し、前年度より3089万4000円の減額となっております。これは八代生活環境事務組合負担金の減及びし尿処理施設と浄化槽汚泥処理施設で、計画的に実施している主要機器の点検整備費の減額が主な理由でございます。

し尿処理費では、くみ取りし尿の処理を行う郡築12番町の衛生処理センターの維持管理経費である、し尿処理施設管理運営事業及び79ページに記載のし尿処理施設整備事業、浄化槽から収集された汚泥の処理を行う新港町3丁目の浄化槽汚泥処理施設の維持管理経費である浄化槽汚泥処理施設管理運営事業と浄化槽汚泥処理施設整備事業、八代生活環境事務組合衛生センターの維持管理に要する経費を負担するための生活環境事務組合負担金事業（し尿）を実施するものでございます。

78ページの節2・給料から79ページの節4・共済費までは職員3名分の人件費でございます。

79ページの節10・需用費3290万円は、工業用薬品等を購入する消耗品費122万8000円、衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設の電気料や浄化槽汚泥処理施設の下水道使用料など、両施設の光熱水費2809万1000円、機器等の突発修繕料317万円が主なものです。

委託料1億3911万円は、衛生処理センターの運転管理業務委託3374万8000円、浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託3854万1000円、衛生処理センターで発生する汚泥を含めて脱水汚泥を処理する浄化槽汚泥処理施設脱水汚泥収集運搬処理業務委託3933万2000円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金8327万1000円は、八代生活環境事務組合への負担金8311万1000円が主なものです。

その他特定財源2万6000円は、一般廃棄物処理業等許可手数料収入となっております。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部及び建設部関係分の説明を終わります。審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。多岐にわたっておりますので、ゆっくり見られてからにしましょう。

○委員（木村博幸君） 今、78ページですね。樹木と剪定くずのですね、リサイクル事業とありますが、具体的にリサイクルはどんな感じでやられて、どこにリサイクルが使われているのか、御質問します。

○環境センター管理課長（稲本健一君） すいません、樹木、剪定屑リサイクル事業なんですけれども、今現在、金剛校区の平和町にありますJAの八代ソイルというところに委託のほう

をお願いしております。

どういうものをしていただいているかという、樹木についてなんですけれども、一般市民、それとあと例えば造園屋さんとかですね、樹木剪定の基準があるんですけども、基準範囲内をそちらのほうに持ち込まれて、有料にはなるんですけども、10キロ50円になります。そちらのほうに持ち込みまして、それをチップにしまして、堆肥化のほうを行っております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（木村博幸君） 八代ソイルさんのほうで、JAさんということで委託してあるということでした。10キロで50円という、有料というところまで聞きました。

一応委託ということですが、リサイクル事業としては、収入が必ず出てくると思うんですよ。それはJAさんのほうの収入になるのか、委託のリサイクルして販売したところは、八代市のほうにも少しは入ってくるのか、そこをお願いします。

○環境センター管理課長（稲本健一君） すいません。まず、委託料としまして、お支払いをしてなんですけれども、10キロ50円の収入が270万ぐらい、歳入のほうを見込んでおります。

50円についての歳入については、市のほうに入ってきてまして、委託料として大体、年間800万ぐらいのお支払いをしているところです。

リサイクルの話なんですけれども、大体年間なんですけれども、大体550トンぐらいの樹木剪定の見込みを行っているところです。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。詳しくちょっと突っ込んだところはですね、1つは、委託料に対してリサイクルであれば、利益が見込めるのかなと、少しちょっと考えたところで、あまり利益がなければですね、この委託料というのも、少しどうかとちょっとこ

う考えたところですが、私には、内容を突っ込むところまで詳しくちょっと調査しておりませんので分かりません。

ただですね、ゼロカーボンシティの関係でいきますと、樹木とか、くずとか、要は、二酸化炭素を吸った、固定化された二酸化炭素ですので、それがそのまま有効に活用できてるのか、また、それは、どこかで製品となって燃やされたり、発酵したりすると、そこからまたCO₂が出ますので、その辺が、二酸化炭素の固定化というところじゃなくて、マイナスがプラスになるというところではですね、その辺の収支がですね、もし固定されたやつが固定でいくとですね、非常にゼロカーボンシティにつながっていくとこかなあとちょっと思ったところで、そういうところも、切り口としては、今後そういう事業もですね、二酸化炭素の固定化事業というところもですね、このリサイクルに入ってくる部門になるかなと思いますので、違った事業名でもですね、そういった視点から考えていただければと思います。

○委員長（上村哲三君） ただいまの後段の部分は意見としてお願いします。木村委員、それは後ほど意見もお伺いしますので。

○委員（木村博幸君） そうですね。感想ですね。

○委員長（上村哲三君） 今度はよろしくお願ひします。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（太田広則君） 76ページの狂犬病対策費ですね。国の狂犬病予防対策事業というのは分かるんですけども、ちょっとすいません。聞き損じてたもんですから、何か駐車場、登録者の駐車場代が云々というところがあったんですが、もう少し詳しく、どこの駐車場で、駐車

場代が云々という。

どうぞ、お願いします。

注射料ね。注射料ね、駐車場じゃないね。じゃあ、もう一回、すいません。分かりました。

○委員長（上村哲三君） 今のまとめて。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。

登録件数ですね。実は、今室内犬が増えてまして、非常にこの狂犬病の注射が必要かという議論が我々市民の中でもいろんなところがありまして、実は、動物病院の先生たちに聞くと、もう狂犬病の注射を打たんでいいですよという先生もおられるんですよ。室外犬が、例えば歩行者をかみついたとかというのはあるかと思うんですが、室内犬というのはもうほとんど外に出さないし、散歩のときには、つないでいつているから、私も実は昨年登録してないんです。まだ打ってないんですよ。そしたら、わざわざ家に来ていただいて、太田さん、どうですか、犬は元気ですかって、聞かれたんですけども、うちの場合はたまたま行く予定がなくて、できなかったんですが、ほかのところの室内犬の飼っていらっしゃる方聞くと、先生からそういったけん、もううちは何年って打ってませんよとかというのがあるんで、登録料というのを変移をちょっと教えて、多くなってんのか、少なくなっているのかも含めて、ちょっと。

どうなんでしょうか、その辺は。考え方も含めてですね。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 環境課の武宮でございます。改めておはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま狂犬病の御質問でございますが、まずは注射率、接種率から申し上げますと、令和4年1月末現在で接種率82.6%でございます。犬の登録数が5152頭、同接種済みの頭数が4256頭というふうになっております。

それで、犬の登録数の件でございますが、令和2年度申し上げますと、5354頭が登録数

でございます。遡りまして、令和元年度が5369頭ということで、年々登録頭数は減少傾向にございます。

今、冒頭、太田委員、御質問されました室内犬でございますが、狂犬病予防法を申し上げますと、飼い犬に対する予防接種は飼い主の義務でございます、しゃくし定規に申し上げますと、絶対、予防接種をしていただかなければならないというようなことで、3年ぐらい前の決算委員会で接種率の向上に関する御質問をいただきまして、その後、環境課としまして、接種率を何とか向上させるというようなことで、今、太田委員がおっしゃいました戸別訪問も実施をしているところでございます。

そのほかですね、未注射犬の飼い主に対する催告あたりもする予定でございましたが、コロナ禍というようなことで、現在は催告ができないような状況になっておりますので、主に、現在は接種率を上げるために、戸別訪問、あるいは、未接種犬に対する電話での問合せ、そういった対応で、接種率100%を目指すということで狂犬病予防事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） よく分かりました。

冒頭に言いました、その動物病院の先生たちですね。そういうことを言っちゃいかんですよ、逆に言うたら。義務であれば、ね。

ですから、例えば行政からそういった動物病院とかに、先生に当然委託されるときはあるかと思うんですが、先生からそういう言葉が出るということ自体がおかしいので、行政のほうから、そういった何か徹底ということは可能なんでしょうか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） ただいまの御質問に答えさせていただきます。

本市の場合、市内に3動物病院、郡に2の動物病院がございますけれども、5つの動物病院

と八代市で契約を結んでおりまして、動物病院で登録、あるいは注射を実施をしていただけるように契約を結んでおります。

その契約に基づいて、手数料あたりも徴収していただいているんですが、そういう関係です、毎年、登録犬のデータあたりは、その動物病院に対して、市のほうから提供しておりますし、そういった室内犬は打たなくてもいいというような動物病院の先生の発言があったということであれば、動物病院に対して、市のほうからその旨、要は注意喚起と言いますか、あくまでも法律に基づいた義務であるということですね、再度周知をして徹底していただきたいと、そういう発言はしていただかないようお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） よろしくお願ひしときます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（谷口 徹君） 地球温暖化対策推進事業のところなんですけれども、この間、環境省のホームページ見てましたら。

○委員長（上村哲三君） 何ページですか。ああ、77ページね。

○委員（谷口 徹君） 脱炭素先行地域の募集があつてまして、もう締切りがあつたということで、八代市のほうは、募集のほうは予定されてないのかお聞きしたいと思います。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 今、ただいま谷口委員からいただきました御質問についてお答えをいたします。

脱炭素先行地域の件でございますが、脱炭素先行地域に申請をするというときには、申請に当たりましての要件がございます。

例えばでございますけれども、家庭あるいは業務部門の電力消費の二酸化炭素排出量を20

30年度までに実質ゼロにする。そういったことを計画にちゃんと盛り込んでいること。あるいは、再エネの設備の最大限導入を計画にちゃんと盛り込んでいると、そういったもろもろの要件を満たしたところが、脱炭素先行地域というところに申請をできるというような仕組みになっております。

本市としましては、木村議員の一般質問のごとでございましたとおり、来年度、業務委託によりまして、まずは八代市から出る温室効果ガスの排出量、それから再エネの目標の設定、それまでのシナリオ等々を来年度1年かけて業務委託で実施することとしておりますので、まずは、その取りかかりとなる業務委託をしっかりと調査をし、八代市の現状を把握した上で、先ほど申しました計画づくりに進んでいきたいというふうに思っております。

脱炭素先行地域につきましては、その計画を作成した後に、検討すべきというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 谷口委員、よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員（前川祥子君） 今ので、私のほうからも質問させていただきますけど、今、この策定をする期間を1年かけてとおっしゃいましたけど、本当に期限は1年というふうに決めてありますか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） お答えいたします。

来年度実施する予定の業務委託でございますが、本来であれば来年の1月、令和5年の1月までに業務委託を完了するというような環境省の補助事業の公募要領の中では定められております。

ですので、それまでには完了することとして

おりますけれども、若干の後ろにずれた場合の手当とございますか、場合もよしというようなことも聞いておりますので、少なくとも年度内にはまとめたいというふうに思っております。

よろしいですか。

○委員（前川祥子君） 若干の何ですか、後にずれ込むということも考えてるということでしょうか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） ちょっと私の言い方が回りくどかったかと思っておりますけれども、要は温室効果ガスの市域から出る排出量を調査するのが、まず第一段階でございます。

市域から出る温室効果ガスの排出量を把握した後に、2030年までに、国でいえば46%、それ相当の温室効果ガスを削減する必要がございますけれども、それを削減するためにはどういう手だてをすればいいか、あるいは、どういう取組をすればいいかというのを検討する必要がございます。

さらには、森林吸収あたりの吸収量がどのくらいかということも調査する必要がございますので、いろいろ調査する分野が非常に広うございますので、調査に入りましたら、外部委託ですから、調査に当たって早急に進んでいくかというふうに思いますけれども、その後検討をする機関として、庁内の検討会、あるいは外部の委員の検討会あたりも踏まえて検討していこうというふうに考えておりますので、できれば1月を目指して、来年の業務委託は進めるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） ちょっと何か聞いてて曖昧かなあというふうに、ちょっと感想を申すんですが、業務委託で946万というふうに出しておりますので、ここは委託する先には、いろんな調査があるということは、今、説明いただいたので分かりますが、やっぱりこう、きちんと期限は決めてですね、そこはやるべきかなと

いうふうに思います。

ちょっと意見みたいな形になりましたけど、取りあえず。

○委員長（上村哲三君） 前川委員。もう一度、そのきっぱりしたところを嶋田次長、市民環境部次長、答えてください。

○市民環境部次長（嶋田和博君） ありがとうございます。

2050年カーボンニュートラルに向けてですね、計画を今後つくっていかうというふうに考えています。その計画づくりのためのまず基礎調査というのが来年度いっぱいまで終えたいと。

ただ、いろんな春、夏、秋、冬、いろんなシーズンの中でですね、電力消費量とかいろいろありますんで、1年間でその調査が終えられるかどうか。基本的に来年度いっぱいまで基礎調査を終え、その翌年度以降、計画づくりに取り組みたいというような流れで考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） これで分かりましたか、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。業務委託が946万という形で出ておりますので、やはりこちらのほうとしても、お尻が決まっているんだろうと。この中で、委託業務が終わって作成されるんだろうというところで、このことは認識したいなというふうに考えておりましたけど、今みたいな説明がですね、やはり最初からある必要あるかなあと思いましたので、今の次長の説明は分かりました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 冒頭、谷脇部長のお話の中で、八代市ゼロカーボンシティ宣言に触れる内容の中で、太陽光とプラスチック資源の活用とお話がありましたが、このですね、プラスチックの資源活用のほうについて、もう少し詳

しく、どんな事業がなされてるのか、御説明いただければと思います。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員御質問のですね、プラスチックの件なんですけれども、環境センターのほうなんですけれども、今まで、今年度までは、環境センターのほうで分別というところで、プラスチックの分について選別を行っておりました。

それで、そうした場合に、どうしてもプラスチックのリサイクル率というところで、どうしても限度、限界がありまして、それを来年度なんですけれども、今度、委託料のほうになってるんですけれども、委託を民間事業者のほうに、その選別作業を行うことによりまして、100%のリサイクルはできるというところで焼却量も減らすことができますし、あとリサイクル率も上がる、それとあと人件費のほうもあるんですけども、人件費のコストのほうについてもコストダウンが図れるというところで、そういうような取組のほうを行っております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（木村博幸君） 詳しい説明ありがとうございました。この事業はですね、どんどん確実に100%が毎年続けられるようにお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○委員（前川祥子君） じゃあ、別の質問で。小型合併処理浄化槽設置整備事業のことをお尋ねいたします。

今回、139基というふうにして、坂本も3基ほどあるようですが、これ私がちょっと認識として、ちょっとお尋ねしたいなと思うのですが、小型合併浄化槽の設置、これは下水道が通っていないとこ、もしくは計画がまだ上がっていないとこ、いつになるか分からない。取りあえずは、そこにお住まいの方は、下水道まで待ってられないので、浄化槽をしたいというような考え方ではないかと思いますが、計画は、

大体はここまでというものが大体分かってるんじゃないかと思うんですね。まだ上がっているというのが、例えば、3年後までにはここまでやりますというのは、もう計画が示されているのは、今私が言ったことで、待たれる方もいらっしゃるでしょうし、下水道が通るのをですね。待てないという人は、その3年の間に、合併浄化槽を据え付けられるかもしれませんね。その方は、下水道が通ったときには、合併浄化槽じゃなくて、やっぱり下水道を通さないといけないんでしょうかね。

○委員長（上村哲三君） その点については、ほら色分けをしてきているでしょう、今。下水道事業をこのまま進めるのか。この地域は、合併浄化槽で対応していくのか。その点も含めてですよ。（「職員が答弁すつとだけん」と呼ぶ者あり）それも含めてお願いしますって。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の上村と言います。よろしく申し上げます。

今、前川委員がおっしゃられたように、下水道の区域というのは定めてあります。その区域につきまして、その事業をするということになった場合は、その地区につきましては合併浄化槽を設置、仮にされても、その後、下水道が通ったということになれば、下水道につないでただかねばならないというふうな形になっております。

今も下水道につきましても、この地区はする、この地区はしないということで、もう色分けをしてありますので、その地区を今から広げることがない限りは、もう下水道の区域以外のところにつきましては、もう合併浄化槽を設置していただくということになります。

以上です。

○委員（前川祥子君） 絶対と今おっしゃいましたよね。下水道につながなければならないと

いうことでよろしいですか、いま一度ですけど。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 下水道が通りましたら、下水道につながなければならないというように法律上はなっております。ただ、各家庭のですね、御事情があるかと思しますので、そこはまた考慮しておるといような状況です。

以上です。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、計画が上がっているところで、早く水洗化したいというところで、合併浄化槽をしたところは補助金は出ない。なおかつ、下水道が通ったときには、法律上、下水に通さなければならないという形になるということで、よろしいですね。何回も聞くようですが。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（上村和寛君） 例えば、下水道の処理区域内で、まだ下水道の管が道路に入っていない部分がございます。そういった場合は、その処理区域に入っているということで、補助金は出ません。下水道が通ったならば、その後は、今、補助金なくて浄化槽はつけた上に下水道につないでください。前川委員が今おっしゃられたような形になります。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員（太田広則君） いいですか。78ページ、塵芥施設維持管理事業の中の新規事業、清掃センター解体実施設計業務委託、いよいよやっとならるかという感じなんですけども、解体設計を委託するわけですから、1年で設計は終わって、じゃあ、解体は令和5年度からというふうに見ていいのかというのが1点。

それから、分析業務がずっと続いていると思うんですが、これは解体するまでずっと続くんでしょうか。例えば、分析が終わりましたということはあり得るのかちゅうことですね。

この2点、お尋ねします。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員御質問のまず1点目なんですけれども、まず、令和5年度中に実施設計が終わるのかということなんですけれども、令和5年度に実施設計が終わる見込みで、担当課としては思っております。

ただ、先ほど言われました保健所とか県とかのやり取りが、正直、この特殊施設になりますので、協議が必要になっています。今現在、協議を行っております。

ただ、どうしてもその協議の中で、特殊なものがあれば、分析とかも、今、調査を行っているんですけれども、その調査結果では、実施設計のほうが、もしかしたら延びる可能性があります。ですが、担当課としては令和5年度を目指しております。

それと2点目なんですけれども、分析の業務というところで、今、業務のほうを行っております。

今後続くかというところがあるんですけれども、どうしても解体が令和5年度を目指しているんですけれども、解体をするときにでもなんですけれども、どうしてもその後も分析が必要になってきます水質、それとあとダイオキシン等の分析のほうも行わないといけないものですから、今後も解体も含めて、令和5年、令和6年までの分析が必要になると担当課としては思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（太田広則君） ということは、最終的に解体していいですよという許可は県がするのかな。解体していいですよという許可はどこが最終的にするんですか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 解体をしていいかということなんですけれども、その分の許可というのが、今、清掃センターは、もう自体、廃止を行っております。廃止を行っているものですから、廃止が行っているの、解

体については、許可については必要はありません。

ただ、施設的に、土対法、土壌汚染対策法というのがあります。それが3000平米以上の建物について形質変更を行う場合はというところがありますので、それについても、その3000平米以上のものを壊すということになった場合、形質変更になった場合は、許可の申請が出てくるということになりますので、そのときには県の対応になります。

ですが、今現在3000平米未満でということで今、検討しておりますので、その点につきましても、先ほど実績が来年度ですので、実績のほうで検討していきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） 太田委員、よろしいですか。

○委員（太田広則君） 分かりました。はい、結構でございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） ごみ減量化対策事業で、前回の委員会のために、今ごみ減量化は年々どんなふうな推移をたどっておりますかという質問をさせていただきましたけど、その場では、すぐはちょっと分からないのでというお話だったので、今は分かりますでしょうか。

○理事兼循環社会推進課長（坂口初美君） 循環社会推進課、坂口でございます。今、委員お尋ねの件で、1人1日当たりのごみの減量化ということでのお答えをさせていただきます。

ここに、平成22年度に、ごみ非常事態宣言等が行われました。平成21年度には、1日1人当たりのごみの排出量が495グラムでございましたが、令和元年には459グラム、翌年の令和2年には455グラムまでなっているところでございます。

令和3年度におきましては、1月末時点での

集計になりますけれども、大体455から460グラム辺りに落ち着くというところで想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（前川祥子君） ということは、令和2年から少し微増ですが、増えているということですね。毎年、当初予算には、このチラシ、ごみ減量啓発チラシも市報なんか折り込みされていると、これはもう毎年の事業になっておりますけど、これが令和2年から、あまり機能してないと。それから、呼びかけもされているのかどうか分かりませんが、そこもあまり効果がないというふうに捉えざるを得ないと思うんですよね。

令和5年でしたかね、氷川町のクリーンセンターが閉鎖と、氷川町のごみも一緒にクリーンセンターに持ち込むという計画になっているかと思いますが、恐らく、ある程度の基準の量を想定してあるというふうに思いますが、その基準には達せられるというふうにお考えでしょうか。

○市民環境部長（谷脇信博君） ごみの減量化、進んでないというふうな数字上はですね、なんですが、実際、コロナ禍になりまして、外食じゃなくて家に持ち帰って食べるというのが一番あって、容器関係ですね。生活様式が変わって、結局インターネットとかで取り寄せてからとかいう、そういうのでどんどんどんどん、実際、家庭系のごみが増えているのは事実でございます。

氷川町の受入れですが、今後、当然、八代市の余力でなければ、氷川町のごみを、一般廃棄物を受け入れることはできませんので、そこは、現状の下がり方、大きな下がり方ですね、と氷川町の努力、その辺が適合したところで、受け入れる方向で今、協議を進めているところでございます。

○委員（前川祥子君） 私の聞いたところでは、

基準値というのがあると。そこに達せられない場合は、市としても、こっちは受入れ側ですからね。氷川町のほうは受け入れてもらえるだろうという前提で進めていらっしゃるかと思うんですが、その基準値達成ができないということになれば、受入れ側がどういうふうにしていくかと考えないといけないとこだと思うんですよね。

今、令和もう3年、もう4年度に入りますが、令和5年、どうですかね。そうなると、もう1年、2年もないか、ないですかね。その間、基準値を達成させるにはどうするかということは、もう本当に1年って短いんですよね。だから、1人当たりとか、コロナとか言っている状況でもないと思います。

それ以上の量が入ってくるときに、環境センター自体がもたなくなれば、これこそ本末転倒ですから、そこはやはりもう少し真剣に捉えてやっていく必要があると思うんですが、恐らく真剣というのは考えていらっしゃると思ってます。ただ、そこが具体的に具体策を出していただければと思いますが、そこは考えていらっしゃるかどうか、もし、今分かれば教えていただきたいんですが。

○市民環境部長（谷脇信博君） 真剣にやっているかと言われたら、真剣に議論しております。かなり、事務方レベルでは突っ込んで話をしております。

私どものほうも、当然、受け入れるに当たって、施設をどういうふうにかしたらばいいのかとか、当然、譲歩できる場所は譲歩せなければならぬですから、お隣同士ですしね。

ただ、氷川町のほうもどういうふうに入八代市に入れるか。要は自分たちでできることは自分たちでやってもらわなきゃいけない。要は、幾らエコエイトが新しくてもキャパには限界がありますので、処理するちゅうか、ごみって言っても、燃やすごみもあれば資源ごみもあるわけで

すから、そういうのをどうするかというのまで含めて今、議論しているところです。

きちっと御説明ができるようになりましたら、また、この委員会で説明するつちゅうところでありますので、ちょっと今日、何もかんもつちゅうわけにはいきませんが、そういうふうな感じでやっているというのだけ御理解いただければと思います。

○委員（前川祥子君） もうせつかくですけど申し上げますが、やはり令和5年というところを決めていっちゃうので、そこを、その時点までにどうにもならないときは、どこかで譲歩してもらえないかと。相手方になつたときに、ちょっとそれは、受入れ側としては、何ですかね。あまり計画を持ってやってきてないということにもなります。なりかねないじゃなくてなります。

だから、やっぱりそこは、相手方というよりも、こちら側がどうするかと。こちら側はどうするかということは、やっぱり一番の策を練る必要はありますね。これ信用問題にもなるかと思えます。令和5年というものが出ていますからですね。

はい。ちょっとすいません……。

○委員長（上村哲三君） 答弁、要りますか。

○委員（前川祥子君） いいです。

○環境センター管理課長（稲本健一君） すいません。1つだけあるんですけども、氷川町と、さっきの最大受入れ量というのを協議しております。氷川町からの提示が約4000トン、それ以上については、環境センターのほうでは受け入れないというのも正直できます。

ただ、氷川町からの御提示があっている分が、約最大4000トンというところで、うちとしては、八代市の環境センターとしては、そういう対応をしていきたいということで考えておるところです。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました、はい。

○委員（山本幸廣君） 山本、指名してください。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（山本幸廣君） まずは、谷脇部長に御質問をいたしたいと思いますが。総括でお聞きいたしました。今、審議中は、当初予算の審議をやっているんですね。当初予算の審議をする中で、予算編成が、これはもう部課長含めて市長の方針、それから財務部長の方針等々があったと思います。その中で予算要求書を提出をなされたと思うんです。それが満額だったのかと、まず1点、それを教えてください。

○市民環境部長（谷脇信博君） 今回の当初予算でございますが、予算要求につきまして、満額ではありません。ですが、それは、満額にならなかった分はこちら側のまだ準備不足がありました分についてのみ、後にずらすということで話をしているところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 満額というのは、私も望んでなかったんですけども、それは、令和元年に90%のシーリング目標の中で、経費削減を含めてですよ。そういう方針があったと思うんですよ。その後、やはり経費の削減については努力なさい。だけど、新しい効率的な事業があったときには、それはやむを得ないというような、財務部長なり、市長の方針の中で、私はたくさん議論されたと思うんですね。

そういう中で、78ページの今、議論がっておりますけど、78ページの塵芥処理費の中で、一般財源というところ見てください。

14億の中で一般財源が約10億ということなんです。私はこの予算書しか見ませんから。予算書の中で、そしてまた節の中ですよ、12の委託料12億1800万。先ほど来、議論がっておりますように、ごみの問題等々であ

ります。

全体の説明の中でもですね、八代市の12万3000人の市民の方々の廃棄をする、生ごみから一般廃棄物までですね。いろんな理由を今、部長たちも説明されておられましたけども、今予算を審議する中ではですね、やはり私はこの何も、先ほど来、前川委員からも質問ありましたけども、生ごみの減量化は、これはもともとずっとよその自治体に負けないように減量化が進んできたということは、もう執行部は御存じのとおり、大変努力された。

その生ごみから一般までですね、ごみの減量化はですね、今、本当に谷脇部長は真剣にやったということですけども、私は真剣にやったと思う。市民の方々にその啓蒙をしなきゃいけない。いかに減量化を進めるかという。少し、今もうはっきり言って市民の方々もぬるま湯に、私もやっぱり生ごみはうちの家内に言いますけども、出すなって。

そして、また、いろんなプラスチックからですね、先ほど意見が出ておりましたように、木村委員からもですね。やっぱり自然的な問題も含めてですよ、やっぱり市民の方々が排出をするわけですから。それについては、ぜひともですね、市民の方々にいかに啓蒙するか、排出の削減をするか。これをですね、私は頭に、この予算書の中でですね、きちっとやっぱり位置づけをして、予算要求をされ、予算要求どおり満額の中ですね、今、部長が言ったように、満額は私は、これは満額取れるという。この塵芥処理費についてはですよ。

新しいものを、じゃあ、何をするかということですね、私は目標を持っていただきたい。私が言ったようなその目的を。

そういう中ですね、なぜこの管理費と、生ごみが多くなればなるほど管理費は多くなってきますよ。ごみの収集から、ごみ処理からですよ。これやっぱり、ほとんどが一般廃棄物から

全部ごみですから。

これについて、ごみの量が削減されれば、この管理費は下がってきますよと私は思うんですが、いかがですかね、部長。

○市民環境部長（谷脇信博君） 今のごみが減れば、委託料も減るんじゃないかということでございますが、1つに、委託料の中でですね、積算として、エコエイトは売電をしております。その売電価格が下がっちゃえば、その分は委託料のほうで上がってくるものですから、今現在、売電価格のほうで下がってきますので、それがちょっと跳ね返って、増加傾向にあるというところでございます。

○委員（山本幸廣君） 売電価格、それを見通してですよ、先ほどから説明がほとんどなかったんですよ。説明があれば納得するんです、これ。説明がないじゃないですか。売電価格で、これだけ委託料が上がってくるということを説明なかったですよ。

私は予算書見てからしか質疑しませんから。説明があつたらですね、それは納得しますよ。

そういうことで、ぜひともですね、この委託料関係についてもですね、私はほとんど努力をされると思います。思います。今言われたから理解します。

中で、ごみの減量化というのの考え方はどうですかということですから。理由はそういう理由じゃないんです。減量化を進めるか進めないか。今以上に進めるか進めないか、教えてください。

○市民環境部長（谷脇信博君） 部として、環境部門として、ごみの減量化は命題でございます。ですから、今後も、減量化を進めてまいります。

○委員（山本幸廣君） 部長がそういう答弁というか説明がありましたので、理解をしたいと思えます。

要は、一般財源の削減というのはですね、こ

れはもう市長の命題だったと思います。元年度は。令和元年度ですね。それから、ずっとやっぱシーリング目標をずっと、はっきり言って90%シーリング目標の中でですね、上乗せ増減しますけども、やっぱし今の財政状況を見たときに、私たちは、議員は、やはり財政の見通しの中で予算編成、そしてまた決算どきですね、やはり決算どきの反映というのは、当初予算に反映するんだということなんで、何も私、削減するばかりじゃないんですよ。上乗せをするところはしっかりした新しい市民の日常生活の中でも必要となったときには、私は予算というのを上乗せをしていい。そういうふうな感覚でありますので、ぜひともその決算の見通しの中で理解をいたします。決算の中で、当初予算にしっかりした反映をなされたということと理解をいたします。答弁要らないです。

○委員長（上村哲三君） 答弁はないでしょうか。

ほかにございませんか。

○委員（谷口 徹君） プラスチックに係る法律の変更と、先ほど稲本課長のほうから、プラスチックの分別委託の変更について話がありました。

資源の日の収集品目に変更があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 分かった。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員御質問の品目についてなんですけども、収集品目については、変更はございません。

ただ、環境センターで入ってきた分についての出し先、分別の仕方が変わるだけのことになります。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ございますか。

○委員（前川祥子君） ちょっとさっきのもう1回確認したいんです。カーボンニュートラルに関しての策定業務委託ですね。目標策定の業務委託、これをさっき嶋田次長が基礎調査を来年度いっぱいというふうにおっしゃいましたけど、ということは、これは基礎調査に係る費用ということによろしいですか。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 将来的なですね、構想なり、計画づくりのための基礎となる調査を行うということとでございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、再生可能エネルギー導入目標、それから、脱炭素シナリオ等の検討はここで行って、作成というのは次年度というふうに今捉えておいてもよろしいのでしょうか。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 本市が排出しているCO₂の量がいかほどあるのかとか、そのカーボンニュートラルに向けて、じゃあ、再生可能エネルギーをどれだけ導入したらいいのかというようなそういうデータのものをそろえまして、その翌年度以降に計画づくりに着手するというところでございます。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ございますか。

質疑、はい、どうぞ。

○委員（山本幸廣君） 77ページ、廃棄物対策費の先ほどの部長とやり取りをした中でですね、ごみ減量化対策事業四百何十万、480万か。（「408万」と呼ぶ者あり）408万。となれば、この予算って少ないんじゃないかなろうかという、こういうまた質問が来るわけです。

どうですか。それで足りるますか。

○委員長（上村哲三君） ごみ減量化対策事業費は408万円で足りるますかという質問ですが。

○理事兼循環社会推進課長（坂口初美君） ご

み減量化対策事業についてお答えいたします。

ごみ減量化についての周知啓発ということについての予算的に出てきているものについては、チラシを配布するというのが一番大きな事業となっております。

十分かといいますと、チラシを市報と、また新聞に折り込むという手法で、非常に以前は年4回ということで行っていましたが、この予算では2回に減っております。

ただ、今は、SNS通信であったり、ホームページの活用と、そういうこともございますので、ペーパーからシフトするということが加味して、新しい啓発の手法を考えなさいということの御指示がございますので、そういう新しい手法を用いながら、丁寧な啓発に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 課長からの説明の中で理解をいたしたいと思いますが、市民の方々が高齢化が進む中でですよ。市民の方々が本当に、やはりペーパーというのはですね、大事なことなんです。市報をはじめ、市報とそれから広報というのが、はっきり4回から2回に減ったと。あと、質疑をすれば、何で2回に減ったのかという質疑になるわけですけども、もうお聞きいたしません。

ただですね、やはり啓蒙だけはですね、今の課長の答弁のような方法でですね、まずはやってみて、もしこれが減量化が進まなかったときにはどう来年度の予算に反映していくかということを考えていただければと思いますが、部長、どうですか。

○市民環境部長（谷脇信博君） ただいま言いましたとおり、啓発はやっていかなければならないし、チラシ、確かに媒体が紙のほうが分かりやすい、電子化されてしまうと高齢者が取り残されるという心配もございます。

その辺を含めまして、出前講座でありました

り、あとそれぞれイベントなんかで出向いたところ、出先で、いろいろ啓発活動、できることをやっていけることをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） よろしいです。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（谷口 徹君） 先ほど生ごみの減量の話も出ました。自宅、私の生活ぶり、ちょっと紹介しますと、資源の日の分別品目を徹底すると、ほとんど燃えるごみは出てきません。残るのは野菜くずとかいった生ごみの類いなんですけども、家庭菜園をし始めて、堆肥に使い始めたら生ごみのほうも随分減りました。2か月か3か月ぐらい有料指定袋はたまることはありません。

農業のほうからすると、遊休農地のほうが広がってますので、市民農園等を広げることによって、生ごみの行き先、堆肥の行き先を作っていただくと生ごみが減るのじゃないかなと考えるんですけども、こちらのほうを一度再考していただければと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（太田広則君） 委員長。すいません、資料の提出を諮っていただきたいんですが、先ほどの狂犬病のところ、飼い主の義務という、何かあれがあれば、よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ただいま太田委員から、狂犬病についての資料の請求の申し出がありました。お諮りいたします。本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。よろしくお願ひしとき
ます。

○委員（山本幸廣君） 意見でよろしいですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（山本幸廣君） 今回の当初予算を拝見
する中ですね、いろいろと今、予算審議を進
めている中で、当初の予算要求の中でも大変苦
勞なされて、谷脇部長をはじめ、職員の方々は
ですね。なぜ私が質疑をした中ですね、この
予算というのは、もう本当に市民生活に適格な
予算であるということは、私も理解をしてお
りますので、そういう中ですね、ぜひとも今回
は満額に近いということでありましたので、そ
れについては、来年度に反映するためにもです
ね、しっかりした事業の推奨をしていただき
たい。

はっきり言ってから繰越しがないように、繰
越しがないように、理由は何なのかというこ
とですね、そしてまた来年度の予算にいか
に反映していくかということですね、しっ
かり進めていただければと思います。

あえて、今日はもう本当に部長はじめ、担
当の方々、ここには退職される方おられるか
もしれませんので、心からお祝いを申し上げ
て、意見としてありますけれども、終わら
たいと思います。

○委員（木村博幸君） 山本委員のことも
ですね、非常に予算的にはですね、今年度
で次年度、向けていきたいところなんです
が、私も同感です。というのはですね、市
民環境部が、次年度、4年度から組織が
変わりますよね。それもですね、やっぱ
り中村市長の八代市ゼロカーボンシ
ティ宣言、これを受けて、それを編成
しながらですね、将来に向けて取り組む
んだということで編成されたのだらうと思
います。

その中ですね、やっぱり2050年カー
ボンニュートラルに向けては、非常に高
い壁、ハードルが高いといひますか、そ
の前の2030

年でさえ、達成が難しいだらうと、私個
人的にはですね、思っています。産業界
やら事業所やら家庭についても、非常
にそこはですね、たったもう残されて
も、あと七、八年しかありません。

市がこの1年間かかって委託費を
かけて、一生懸命精査して、どのぐ
らいの排出量になるのかをつかみ
ながら、将来の予測を立てながら、
そこには非常に高い壁があるので、
やっぱり情報発信をしながら、市
民に理解を得ながら進める年でも
あるのかなと思います。

例えばですが、75ページに、葬祭
場のバーナーの更新とかありまし
た。これについてもですね、将来
的な投資をすれば、もう重油の
バーナーではなくて、ひよっとし
たらですね、二酸化炭素排出量を
減らすならば、ガス管にするか、
先を見るなら電気炉です。電気だ
ったら排出がゼロになります。も
う燃料の排出がゼロになります、
電気は。そういったのもですね、
見込んでいって、つくり上げて、
66%減、家庭ですね。一般全部
含めての2030を46%減につな
げていく。

八代市が管轄しているところでい
くと、例えば少しですね、エコ
エイトやつしろも重油を使ってい
るとか、それを完全になくす、燃
料の組合せをですね、ごみの組
合せをですね、確実にもう燃料
を使わないですよ。途切れない燃
えるごみを入れるとか、計画的
にですね、燃えやすいのを取っ
とくとか、そういった格好でや
るとか、いろんな場面で、例
えば公共施設の電力を減らす
と、そういったところもです
ね、いろいろなところでつな
がっていくと思います。

太陽光やら蓄電池やらの配
備の予算が、今年度はこれだけ
ですが、次年度以降、武宮課長
さんが言われたように、一生
懸命、委託業務で出てきた目
標値が上がれば、いつまで
にはどれだけしていかにやん
ということであれば、太陽光
や蓄電池の予算は、将来は
増やさんといひかんだ

ろうと。そういうのがですね、1年かかって出来て上がってくると思います。

山本委員が言われたように、もう予算を減らすだけじゃない。未来の投資をするには、予算編成を、もう近未来にわたってですね、どのぐらいで増やしていかんと、こういう蓄電池や太陽光の予算は追いつかんぞと。そういったところも増えてくるかと思しますので、しっかりとですね、1年間、委託業務で、排出量等、将来の予測を立てていただきながら、それが来年5年度以降の予算に反映されるようにですね、していただければと思います。

市民環境部はもう岐路に立ったと思います。来年から、そういったところの目でですね、動いていただけるのを期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。よろしく願いします。

○委員（前川祥子君） 時間もあまりないようですが、先ほど、山本委員からもおっしゃいましたように、ごみ減量化に408万でいいのかというお話があって、これ、予算が多ければいいという問題でもないです。だけど、そこに408万でいいのかということで、もう少し工夫があれば、別にそこに予算かけてもいいんですよ。その工夫が、先ほどおっしゃったように、ごみの減量化啓発チラシが今のところ、一番大きな事業ですとおっしゃったところが、ちょっと私にとっては残念なところであるんですね。

先ほども1人のごみの量は、平成21年が495グラム、今、令和3年が455か460、はっきり言って、もうほぼ変わらないという状況ですね。やはりここに真剣味はあるのかと、ありますとおっしゃっても、やはりこちらにとっては、それがよく感じ取れない部分ではあります。

やっぱりごみ減量化ということは、これから、今、人口が減っているのに、八代の人口が減っているのに、ごみは増えていると、そういう状

況ということは、これからもごみは減らないんだろうと。このままでいけば減らない。もしかしたら増えるかもしれない。私たちの環境においては、非常に重要な問題でもありますし、新しいエコエイトやつしろができたから、八代市民はある意味、安心している部分もあると思うんですね。災害ごみが出れば向こうに持ってけばいいじゃないかとか、どんどん燃やしてもらえないかという意識があるんじゃないかなと。今、そういう状況にあるんじゃないかなというところが心配です。

ですから、やはりごみに対して、減量に対しての市民の意識調査ですね。そのためには、今の本市のごみの量の現状、それから、将来に向けての市の計画ですね。エコエイトやつしろというのは永久なものじゃないんですよ。ある程度、あそこはもう管理も必要ですし、管理費もかかっていきますと。そういうコストもかかっていく中で私たちは使っているんですよという、やはりそういうことを市民のほうにも、計画を出すべきだと、話をしていくべきだというふうに思います。広報していくべきだと。

それに対しての市民の意識調査、今、現状でもそういうもの出たときもですね、それはこれからはやはり必要になってくると思います。生活環境の中で、ごみの環境が一番、私は大事かとも思っておりますので、ぜひその点を頭に入れてやっていただきたいなと思います。

それから、先ほども業務委託をされるときには、ここまでに、これだけのことをやり遂げますという説明は必ずしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で第4款・衛生費についてを終了します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は13時から再開いたします。よろしくお祈りいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 開議)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長(沖田良三君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第8号・令和4年度一般会計予算中、建設部所管分の総括を申し上げます。着座にてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○建設部長(沖田良三君) 当初予算編成に当たりましては、当建設部のそれぞれの事業が市民生活に直結する社会基盤整備であること。その基盤である道路や河川、公園、公営住宅等を市民の皆様へ安全で快適に御利用いただくため、適切な維持管理を行うための予算と、まちづくりの根幹となる幹線道路や良好な住環境の創出のための予算確保に努めたところで、先ほど御審議いただきました国の一次補正分と合わせまして、必要な予算の確保ができたものと考えております。

それでは、当初予算における主なものを申し上げます。

まず、近年、全国的な社会問題となっております、老朽空き家対策として、除却の促進や有効活用のための空き家バンク事業を推進しながら、放置された空き家について、危険空き家の所有者調査や立入調査を実施し、対策等を専門的な見地から協議する八代市空き家等対策協議会を設立することといたしております。

その協議会では、助言や指導、勧告、命令から、行政代執行や略式代執行等の措置についても協議することとしており、老朽危険空き家の対策がより一層進展することを期待しております。

道路や河川、公園等の維持管理につきましては、年間を通してのパトロールや地域からの要望を基に、危険度や緊急性を勘案しながら、必要な修繕や維持工事、予算の確保に努めております。

また、幹線道路となる都市計画道路西片西宮線や、新八代駅停車場線から東西アクセス道路など、市内一円の道路改良等で多額の費用を要するものについては、国の社会資本整備交付金や優位な起債を積極的に活用することとし、限られた予算の中で、財源の確保に努めたところです。

しかしながら、各校区から提出されます地域要望の数は年々増加傾向にあり、年度ごとの対応率も3割程度で推移をしております。このことから、全ての要望に対してはお応えできる状況にはございませんが、先ほど申し上げましたとおり、現地を確認の上、特に危険度が高く、緊急を要すると判断される箇所から随時整備を行ってまいります。

そのほか、公共水域の水質保全では、地域の水質保全に欠かすことのできない生活雑排水の処理につきましては、東陽地区・泉地区での特別会計の農業集落排水処理施設事業で、また、旧八代市・千丁地区・鏡地区では、企業会計の公共下水道事業として、さらにそれらの処理区以外では、浄化槽市町村型整備促進事業で、個人設置型の小型合併浄化槽や市が設置する公共浄化槽の設置を推進してまいります。

なお、詳細につきましては、別途、担当課長より御説明をいたします。

最後に、坂本町の復旧・復興に関しまして、これまで全ての地区と協議を進めてきましたま

ちづくり計画が取りまとめられ、いよいよ計画から整備へと移行する 때가 来 ました。

そこで、現在、総務企画部の所管となっており ます 復興推進課を復興整備課と改め、令和4年度から所属を建設部に移管し、坂本支所の再建及び支所周辺の整備、住まいの確保に向けた災害公営住宅の建設、宅地かさ上げや輪中堤に係る関連整備など、直面する課題に迅速に対応すべく、体制を整えるものでございます。

建設部としましては、坂本地区の復旧・復興が停滞することなく、より一層加速化できるよう、限られた職員数ではございますが、一丸となって取り組む所存でございますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、当初予算における総括とさせていただきます。

それでは、引き続き、第7款・土木費につきまして、西次長に説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

○建設部次長（西 竜一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部次長の西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（西 竜一君） それでは、令和4年度一般会計予算書のまず5ページをお開きいただきたいと思 います。

第1表歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では、47億9148万5000円を計上いたしております。対前年度比1億5844万6000円、3.2%の減でございます。これは、市営築添団地の設備改修工事等の完了による住宅管理費の減が主な要因でございます。

項1・土木管理費では3億8545万8000円を計上しております。対前年度比1087万1000円、2.9%の増でございます。これは、職員給与経費など、建築総務費の増が主

な要因でございます。

項2・道路橋梁費では16億6142万9000円を計上しております。対前年度比6135万9000円、3.6%の減でございます。これは、橋梁長寿命化修繕事業の減が主な要因でございます。

6ページをお開きください。

項3・河川費では6990万3000円を計上しております。対前年度比655万9000円、8.6%の減でございます。これは、市内一円河川改修事業の減が主な要因でございます。

項4・港湾費では3億2853万1000円を計上しております。対前年度比2728万2000円、9.1%の増でございます。これは、八代港県営事業の事業費増に伴う負担金増が主な要因でございます。

項5・都市計画費では21億7082万4000円を計上しております。対前年度比1727万円、0.8%の増でございます。これは、八千把地区土地区画整理事業の増が主な要因でございます。

項6・住宅費では1億7534万円を計上しております。対前年度比1億4595万1000円、45.4%の減でございます。これは、市営築添団地の給水設備等の大規模改修が完了したことによる工事請負費の減が主な要因でございます。

それでは、91ページをお開きください。

続きまして、目ごとの事業とその内容について説明いたします。

説明につきましては、まず、左の予算計上額、次に、右側の説明欄の事業を説明しまして、節の内訳の中で、主なものについて御説明いたします。

なお、各目の節2・給料から節4・共済費までは、職員の人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、項1・土木管理費、目1・土木総

務費では4731万4000円を計上しております。右側説明欄の公共用地取得・登記事務事業506万3000円は、登記事務に従事する会計年度任用職員2名分の人件費などに要する費用でございます。

次の目2・建築総務費では3億3814万4000円を計上しております。説明欄の建築行政事業452万6000円は、特殊建築物定期報告業務委託や年3回開催予定の建築審査会などに要する費用でございます。

次の老朽危険空き家等除却促進事業3600万円は、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用60件分でございます。

民間建築物耐震化促進事業2012万円は、民間建築物の耐震化を促進するため、戸建て住宅耐震改修設計や改修工事などを行う費用の一部を補助する費用20件分でございます。

公共建築物営繕事業2206万5000円は、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検に要する費用などでございます。

空き家バンク事業631万6000円は、空き家バンク登録物件の利活用を促進するため、売買や賃貸契約が成立した場合、残置された家財道具の撤去、リフォームなどの一部を補助する費用などでございます。

アスベスト調査分析事業125万円は、民間の既存建築物に施工されている吹きつけアスベストなどについて、専門業者による含有調査費用の一部を補助する費用5件分でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業240万円は、ブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難経路の確保のため、危険なブロック塀の除却費用の一部を補助する費用12件分でございます。

空き家等対策事業268万8000円は、空き家の所有者特定に係る業務などに要する費用

でございます。

節12・委託料543万5000円は、建築確認概要書等閲覧システム委託料や戸建て木造住宅耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

節18・負担金補助交付金6433万4000円は、老朽危険空き家等除却促進事業など、各種補助メニューに係る補助金でございます。

92ページを御覧ください。

項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では1億9017万8000円を計上しております。説明欄の道路橋梁総務一般事務事業2952万8000円は、市道の管理全般に要する費用でございます。

節12・委託料2619万1000円は、道路台帳更新測量業務委託に要する費用でございます。

次の目2・道路維持費では4億4451万4000円を計上しております。説明欄の交通安全施設整備事業3911万円は、カーブミラー、ガードレール及び街路灯や区画線など、市道の交通安全施設の設置及び補修に要する費用でございます。

道路維持事業3億8908万4000円は、舗装路面や道路構造物の維持補修及び街路樹の維持管理に要する費用でございます。

節10・需用費7063万9000円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕や街路灯などの電気代に要する費用でございます。

節12・委託料9551万7000円は、緑の回廊線や幹線市道の街路樹の管理業務委託及び道路パトロール業務委託、新八代駅関連施設管理委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費2億5679万円は、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設設置工事や前川右岸堤防線など31路線、約5.1キロメートルの舗装補修工事などに要する費

用でございます。

節15・原材料費1487万円は、地元施工による生コン舗装の材料や路面の補修用簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

次の93ページを御覧ください。

目3・道路新設改良費では9億635万9000円を計上しております。説明欄の単県道路事業負担金事業900万円は、県道氷川八代線など3路線の改良工事や、県道八代不知火線など2路線の側溝整備など、同事業に係る負担金でございます。

市内一円道路改良事業7億1830万円は、市民生活に密着した市道の交通環境改善を図ることを目的として、計画的な拡幅改良やバリアフリー化などの推進に要する費用でございます。

節12・委託料4330万円及び節14・工事請負費5億2250万円は、社会資本整備総合交付金事業や市単独事業で取り組む市道整備に必要な測量設計などの業務委託や工事に要する費用でございます。

節16・公有財産購入費4070万円、節21・補償、補填及び賠償金1億730万円は、道路整備に伴う用地購入、建物や立木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。

1つ戻りまして、節18・負担金補助及び交付金9000万円は、単県道路事業負担金事業に係る負担金でございます。

次の目4・橋梁維持費では9037万8000円を計上しております。説明欄の市内一円橋梁維持管理事業337万8000円は、橋梁の維持・管理に要する費用でございます。

橋梁長寿命化修繕事業8700万円は、市道に架かる橋梁の定期点検などに要する費用でございます。

節10・需用費318万2000円は、坂本町の葉木橋など3橋の補修に要する修繕料など

でございます。

節12・委託料8700万円は、392橋の橋梁長寿命化修繕計画に伴う橋梁点検業務委託及び宮地町6号橋外6橋の補修設計業務委託に要する費用でございます。

次の目5・橋梁新設改良費では3000万円を計上いたしております。説明欄の市内一円橋梁改修事業は、幅が狭く、通りづらい橋梁などの改修工事を行うものでございます。

節12・委託料1450万円は、21橋のPCB調査業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費1550万円は、南平和町68号橋など3橋の橋梁改修に要する費用でございます。

94ページをお願いします。

項3・河川費、目1・河川費では6990万3000円を計上しております。説明欄の二見川渇水対策施設維持管理事業191万4000円は、南九州西回り自動車道、赤松トンネル建設時に発生しました二見川の渇水対策として整備しました揚水ポンプの運転経費及び施設の管理に要する費用でございます。

県河川海岸事業負担金事業1100万円は、坂本町の大門瀬など2か所での急傾斜地崩壊対策事業や日奈久新開町の明治新田海岸など2か所での海岸堤防等老朽化対策緊急事業に係る負担金でございます。

市内一円河川改修事業5098万9000円は、河川改修や除草など河川管理に要する費用でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業600万円は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに居住する方の安全な地域への移転を促進するため、移転を行うものに対して費用の一部を補助する費用でございます。

節10・需用費594万1000円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用のポンプ等

の電気料に要する費用でございます。

節12・委託料1979万5000円は、河川の除草や清掃委託、改修工事の測量設計委託に要する費用でございます。

節14・工事請負費2650万円は、日奈久大坪町の大坪川など10か所の改修工事に要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金1742万4000円は、県河川海岸事業負担金及び土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金が主なものでございます。

下段の項4・港湾費、目1・港湾管理費では、674万6000円を計上しております。説明欄の港湾管理事業464万4000円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理に要する費用でございます。

八代港振興事業210万2000円は、同事業に係る負担金でございます。

節10・需用費163万6000円は、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮き桟橋の修繕料などに要する費用でございます。

節12・委託料289万3000円は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金210万2000円は、八代港振興事業に係る熊本県港湾協会、海上保安協会、日本港湾協会、港湾都市協議会への負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

目2・港湾建設費では3億2178万5000円を計上しております。説明欄の八代港県営事業負担金事業2億4400万円は、重要港湾と国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けております八代港の国直轄事業や県営事業に係る負担金でございます。

港湾施設改修事業5500万円は、鏡港の泊地しゅんせつや航路深淺測量業務などに要する費用でございます。

節12・委託料300万円は、鏡港の航路深淺測量業務委託に要する費用でございます。

節14・工事請負費5200万円は、鏡港の泊地しゅんせつ工事や日奈久港の維持管理用階段設置工事に要する費用が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金2億4400万円は、八代港県営事業負担金事業に係る負担金でございます。

下段の項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では16億1784万円を計上しております。説明欄の都市計画法関係事務事業3509万4000円は、5年に1回行う都市計画基礎調査業務や用途地域見直し検討業務などに要する費用でございます。

被災宅地復旧支援事業（豪雨災害）700万円及び被災私道復旧支援事業（豪雨災害）200万円は、令和2年7月豪雨により被災した宅地及び私道の復旧工事費の一部を支援する費用であり、昨日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

次のページをお願いします。

説明欄の景観形成支援事業39万9000円は、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、良好な景観形成に対する支援を行うもので、フォトコンテストや景観シンポジウム開催などに要する費用でございます。

また、下水道事業会計へ支出します企業会計繰出金事業（下水）に14億6450万円を計上しております。

節12・委託料3474万5000円は、都市計画基本図修正業務委託や都市計画基礎調査業務委託及び用途見直し検討業務委託に要する費用でございます。

節13・使用料及び賃借料369万6000円は、土木積算システムのリース代などに要する費用でございます。

節17・備品購入費190万7000円は、

電子納品システム導入などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金994万3000円は、令和2年7月豪雨災害関連として、被災した宅地の復旧や私道の復旧に対する補助金が主なものでございます。

節27・繰出金14億6450万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金でございます。前年度比2000万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明いたします。

次の目2・街路事業費では、1億1246万8000円を計上しております。説明欄の南部幹線道路整備事業4227万2000円は、前川を挟む県施工区間の用地買収や建物等移転補償及び道路改良工事など、同事業に係る負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業では、3320万円を計上しております。本事業は、1工区完成後、平成29年度より2工区に事業着手しておりますが、令和3年度までに用地買収が完了し、令和4年度は工事を予定しております。また、3工区につきましては、令和4年度に事業着手する予定でございます。

節12・委託料3225万9000円は、3工区の道路詳細設計業務委託や用地測量業務委託及び建物調査業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費100万円は、西片西宮線2工区の工事に要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金4230万3000円は、南部幹線事業負担金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目3・都市下水道費では7448万4000円を計上しております。説明欄の雨水ポンプ場維持管理事業475万8000円及び都市下水道維持管理事業344万7000円は、日奈久

浜町ポンプ場や宮地都市下水路などにおける維持管理に要する費用でございます。

樋門樋管操作管理事業758万1000円は、球磨川流域の堤防に設置されている樋門など44施設の管理に要する費用でございます。

市内一円都市下水路整備事業5382万2000円は、用途地域内の排水路の改良及び維持管理に要する費用でございます。

節7・報償費737万7000円は、球磨川流域に設置された樋門・樋管44施設の操作員への報酬でございます。

節10・需用費1194万3000円は、市内一円の排水路の修繕や日奈久浜町と徳淵にあるポンプ場の燃料や光熱費などに要する費用でございます。

節12・委託料です。459万5000円と節14・工事請負費4440万円は、築添町排水路改良工事など10か所の工事や測量設計業務委託に要する費用でございます。

次の目4・公園費では、2億872万円を計上しております。説明欄の市内一円公園維持管理事業1億582万9000円は、市内100公園の施設修繕や清掃等管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用でございます。

市内一円公園施設整備事業2167万円は、球磨川河川緑地及び川の交流広場の舗装改修や鏡町の外出児童公園の遊具改修など7公園の施設改修に要する費用でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業1000万円は、鏡ヶ池公園など2公園の園路、照明などの改修及び測量設計委託に要する費用でございます。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業3800万円は、高島公園ののり面崩壊対策などに要する費用でございます。

節10・需用費1769万8000円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。

節11・役務費381万9000円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用でございます。

節12・委託料7701万円は、公園の樹木管理や清掃業務委託に要する費用が主なものでございます。

節13・使用料及び賃借料999万5000円は、球磨川河川緑地などの簡易トイレ賃借料や八代城跡公園などの土地使用料でございます。

節14・工事請負費6627万円は、公園施設整備工事や長寿命化対策工事に要する費用でございます。

次のページをお願いします。

目5・区画整理費では、1億5731万2000円を計上しております。説明欄の八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、民間の不動産業者の力を借りて、保留地の販売を促進するもので、77万6000円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売払い収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、令和4年度は3787万1000円を見込んでおります。

八千把地区土地区画整理事業8303万円は、区画の整地や区画道路の築造及び舗装、また、建物移転補償などに要する費用でございます。

節7・報償費77万6000円は、保留地販売促進手数料でございます。

節10・需用費206万1000円は、道路の修繕料、消耗品及び公用車のガソリン代などが主なものでございます。

節12・委託料1290万円は、画地測量や補償費再算定業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費1570万円は、整地工事や区画道路の築造及び舗装工事に要する費用でございます。

節21・補償、補填及び賠償金5570万円

は、建物移転補償などに要する費用でございます。

節24・積立金3787万1000円は、事業基金への積立金でございます。

次の99ページをお願いします。

項6・住宅費、目1・住宅管理費では、1億7532万1000円を計上しております。説明欄の公営住宅管理事業6359万1000円は、老朽箇所の修繕並びに給排水設備や浄化槽設備等の保守点検など、市営住宅の維持・管理に要する費用でございます。

公営住宅ストック総合改善事業4635万円は、郷開団地の屋上防水及び外壁改修や第2期八代市住生活基本計画策定などに要する費用でございます。

公営住宅施設整備事業1837万3000円は、湊之本団地ガス給湯器や新町団地電気温水器など、老朽化した設備の取替えや改修、また、入居から長期間を経過した入居者の畳取替えなどに要する費用でございます。

節10・需用費3613万2000円は、市営住宅の光熱水費や施設・設備の修繕料が主なものでございます。

節11・役務費192万7000円は、害虫駆除や高架水槽の清掃、飲料水の水質検査などの手数料が主なものでございます。

節12・委託料4786万4000円は、市営住宅の各種設備の保守点検委託や施設改修工事に伴う設計業務委託、第2期八代市住生活基本計画策定業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費3210万円は、郷開団地の屋上防水及び外壁改修工事などに要する費用でございます。

節17・備品購入費431万4000円は、新町団地の電気温水器購入に要する費用が主なものでございます。

次の目2・住宅用地造成費では、1万900

0円を計上しております。説明欄の宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸付けを行うものでございます。

最後に、配付しております資料の説明をさせていただきます。

右肩に委員会説明資料、令和4年3月11日、建設環境委員会、議案8号、建設部と記載しております、令和4年度八代市一般会計予算建設部所管分でございます。よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただきまして、この資料は、令和4年度に、市内一円で実施する主な事業箇所を示した位置図でございます。

左上の凡例にありますとおり、市内一円道路改良事業を茶色で、市内一円河川改修事業を青色で、港湾施設改修事業を黄色で、西片西宮線及び南部幹線道路整備事業を黒色で、市内一円公園施設整備事業を緑色で、公営住宅ストック総合改善事業を紫色で表示しております。御確認いただければと思います。

以上で、令和4年度八代市一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（前川祥子君） 老朽危険空き家等除去促進事業、これ上限600万だと思んですが、60件の、——（「上限60万」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、60万。はい。失礼しました。上限60万で60件で3600万。

この60件というのは、毎年この60件内で収まるというか、希望者がまだあるのはできないという状況になっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

毎年ですね、60件を計上いたしておりますけれども、国からのですね、補助金が、そのう

ちですね、30万あるということで、国からの補助金の上限というのがありますので、60件分計上しておるといふところでありまして。

以上です。

○委員（前川祥子君） それで、60件内で毎年収まっておりますか。それから、もう少し、本当は希望者が出ているんでしょうか。

○住宅課長（早木浩二君） 失礼しました。令和3年度の実績でお話をさせていただきますが、申請の延べ件数が99件ございました。実績がですね、63件分。中にはですね、満額の60万まで行かない、30万とかですね、40万とかそういう方もいらっしゃいますので、令和3年度は63件があったということになります。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員（太田広則君） 関連して。冒頭、建設部長から総括の部分で、八代市空き家等対策協議会をつくる、設立するということですね、非常にこれ、なかなか老朽危険家屋、地域回っていますと、そのままもう数年たっている。しかも、親の財産を市外、県外に住んでいる方がもう必要ないって財産放棄されて、そのまま地域の人はもう危険で危険で困っているという中で、この協議会が設立されるということは、賛同したいと思うんですが、ちょっとその内容を詳しく聞きたいんですが、まず、参加者がどういった方かということと、それから開催頻度、教えてもらえればと思います。

○住宅課長（早木浩二君） 八代市空き家等対策協議会ということですね。

八代市空き家等対策協議会につきましてはですね、平成26年に、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これが成立をいたしまして、これを受けまして、本市でもですね、令和3年に八代市空家等の適正な管理に関する条例を制定いたしました。そこで、具体的な取組を行うこととなりました。

この八代市空き家等対策協議会のメンバーでございますけれども、学識者、それから弁護士、不動産の関係、土地家屋調査士でありますとか、あと、司法書士とかですね、行政書士の方、代表の方、それから福祉分野の関係、それから、警察署の関係、それから地域の代表者として、市政協力員の代表の方、それから市ということになります。都合ですね、12名以内で、これを構成するということになっております。

こういう方々からですね、専門的な視点から意見や助言をいただきながら、空き家等に関する施策を総合的にかつ計画的に推進してまいろうということで、取組を進めたいというふうに考えております。

年間ですね、開催は、最大3回を予定しております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 市政協力員さんが入ってましたけど、その都度、その3回の中で、地元の市政協力員さんが代わって参加するという形で捉えていいんでしょうか。

○住宅課長（早木浩二君） 市政協力員の代表は会長の徳田会長のほうにですね、お願いしようと考えております。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 93ページの道路新設改良費の中に、市内一円道路改良事業がありますけれども、具体的な工事箇所、永碓町高島町線というのがありますけれども、先ほど地図で見たら交差点になってましたけど、交差点の改良ということで理解してよろしいんでしょうか。

○土木課長（竹原彰吾君） こんにちは、土木課の竹原でございます。

お尋ねのですね、永碓町高島町線ですけれども、こちらにつきましては、フレッシュにしだ

というですね、スーパーがございます。あその交差点がちょっと互い違いになってまして、そこをですね、通りやすくする、改良する工事でございます。

以上です。

○委員（谷口 徹君） 交差点を挟んで、水路の北側、南側にあるやつが大体直線で結ばれるという改良でよろしいんですかね。

○土木課長（竹原彰吾君） 交差点改良の内容でございますけれども、今ですね、フレッシュにしだから東側、こちらについては、水路が南側についております。フレッシュにしだから西側、海側はですね、水路が北側についております。その水路をですね、暗渠化することによって、ちょっと直線は難しいと思いますけれども、今、こういうふうにクランク状に渡っているのが、スムーズに通れるように、ちょっと直線というか、ちょっと斜めに入るかもしれませんが、そこは四差路にしたいということで考えております。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員（木村博幸君） 92ページ目2・道路維持費というところで御説明ありましたが、私の認識不足かもしれません。ここには、各校区地域協議会のほうから要望が上がってくところの予算が、今回は、例えば、交通安全施設整備事業の中でカーブミラーとあってありますが、そういったところで校区の要望が上がるところが、ここに全部上がってくるんですか。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、委員お尋ねのですね、道路維持事業のことですけれども、先ほど部長の総括のほうでもございましたですけれども、地域要望がですね、大体毎年900件から1000件ございます。

先ほどですね、部長の総括の中で、その中で今年3割程度ということで、その程度を対応したいということでお話がありました。

維持事業ですので、私たちも危険な箇所、そこから辺は、随時行っていきたくいんですけれども、要望が900件から1000件ということで、非常にですね、多くて、終わっても、また次の年に違う路線が上がってくると。900件から1000件ちゅうのが、ほとんどずっと毎年ですね、残っていくような状態でございます、それに全部対応するというのはちょっと現実的にはちょっと無理でございます。

そういうことからですね、先ほども部長総括でありましたとおり、危険箇所ですね、そういうことの優先度をですね、勘案しながら、危ないところからですね、対応していきたくいということで考えております。この地域要望の全てのできる予算ではございません、この予算というのはですね。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 竹原課長、カーブミラーもその中に入っていくんですかって、さっき質問があった。

○土木課長（竹原彰吾君） カーブミラーもですね、要望にはですね、——カーブミラーの要望というのは、ほとんど、そのときそのときですね、かつがつ随時出てきます。地域要望で出てくるのは一部でございます、カーブミラーの対応につきまして、随時、出てきておりますので、カーブミラーの対応については、随時、現場を見させていただいて、必要ということであればですね、早急に対応させていただいております。

○委員（木村博幸君） 竹原課長の説明、非常に分かりやすく良かったです。あとは、意見、要望で続けて言います。

○委員（前川祥子君） 関連です。

○委員長（上村哲三君） どっちが早いかい。

（「一緒かな」と呼ぶ者あり）前川委員。

○委員（前川祥子君） すいません、今の道路維持事業の中にですね、先ほど原材料費という

のが1487万円あったんですけど、これは支所への配分という形になって、どういった使い方をされているかをちょっとお尋ねしたいんですが。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、御質問のですね、原材料費ですけれども、当然支所のほうにもですね、配分しております。

どういう使い方とおっしゃられますけども、もともとはですね、基本的には、例えば地元の方々が、生コンで舗装したいということがあったときにですね、材料を支給して、あとは手間はですね、地元でやれるというようなのが基本でございます。

ただ、最近はちょっとそういう地元でですね、施工というのはあんまりございませんで、例えば私どもが工事する中で、舗装を工事するときですね、ちっちゃい修繕があったりしますけれども、そういうときに、修繕料が足りないときに、その材料をですね、支給ちゅう形で、業者さんにお渡しして、あとは施工をお願いするというので使っています。ですから、原材料費とか、そういう修繕のですね、費用ということでございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、この原材料費というのは、両方というふうに考えていいんですか。例えばその鏡支所管内という形で、施工してほしいというところの場所が、業者に頼まないと施工できないようなものであれば、支所に配分してある分からは出す。もしくは、道の陥没とかありますよね。そういうところは地区の人たちが自分でやれますから、原材料費を支給してもらえないかということだったら、これが支所に配分されているのであればですね、それから出るのか。両方と考えてよろしいですか。

○土木課長（竹原彰吾君） 先ほどちょっと説明が不足して申し訳なかったんですけども、今、前川委員からありました、例えば道路の穴

ぼこですね、そういうのを補修するのは、袋物
のですね、常温合材というのがあります。これ
はもう施工が簡単にできる。そういうですね、
袋から開けて穴ぼこに合材を入れて、踏み固め
ると補修になるというのがありまして、それも
原材料の1つですね、私どもの道路パトロー
ル等でもですね、それを使って補修している
ところです。

それと、先ほども言われましたとおり、工事
にですね、使うこともありますけれども、基本
的には修繕料で対応するというのが、主ですね。
ただ、市役所の、何て言いますかね、ちょっと。
そうですね……。

○委員長（上村哲三君） 代わって言ってもら
ったら。

○建設部長（沖田良三君） 原材料でございま
すが、これはもう本来、地元施工の際に、市の
ほうがその材料を支給するというのが基本で
ございます。

今、課長のほうから、ちょっと工事に使った
りとかいうのがありますが、まずもって地元施
工に対して材料を支給するというのを基本にし
つつ、各支所にも配分された予算ですので、こ
れは予算要求時に各支所から上がってきたもの
を集計したものでございますので、原則、地元
施工に対する材料の支給というふうにお考えい
ただければと思います。

以上です。

○委員（前川祥子君） 確認ですけど、業者に
施工を頼まないといけないというのは、これか
らは出ないということですかね。

○建設部長（沖田良三君） 基本的に地元での
施工をお願いするという中で、例えば労働力が
足りないとかいった場合に、地元が業者に頼む
という場合もございます。それは地元施工の1
つと考えておりますので、材料の支給はでき
るということでございます。

以上です。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員（太田広則君） 先ほどの木村委員の質
問に関連してですね。地域要望ということで、
私の認識不足だったらすいません。住民自治協
議会に、地元の、ね、協議会に出ると、毎年校
区要望として、順番が1から5番目ぐらいまで
決まってて、そしてそれを市全体に上げるんだ
ということで、ある程度できる件数がですね、
制限されているという私は認識しているんです
ね。

それは校区みんな均一ですよというふうなイ
メージを持っているんですが、先ほど竹原課長
の答弁だと、900件から1000件、それを
こなせないんだというふうな話でございました
が、地域要望は平等じゃなかったのかなという
気がしてならないんですが、その辺との兼ね合
いはどがんなつとつとかな。教えてください。

○建設部長（沖田良三君） 各地域からの要望
に関しましては、土木課で集計した部分では、
先ほど申し上げた数字ですが、各校区で要望す
るっちゅうのはばらつきがございますですね、
はい。

多いところもあれば、絞って出されるところ
もございますけれども、私たちはそれらを現場
を見ながら、地域間での公平な立場といいます
か、数が多いから余計するじゃなくてですね、
校区のバランスを見ながら、一応道路の維持補
修なり、改良の計画を立てておるところでござ
います。

以上です。

○委員（太田広則君） 当然内容によっては、
優先度が高いやつも出てくるかと思うんですけ
ども、その辺も考慮してやられているというふ
うに判断していいですか。

○建設部長（沖田良三君） おっしゃるとおり
でございます。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。

○委員（山本幸廣君） 委員長、関連でよかですか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、沖田部長の総括の中でですね、予算編成の時期に、先ほども、市民環境部長にも、私のほうから質問した、質疑をしたんですけども、予算要求をする、要求書をつくる、そしてまた、それが満額取れるか取れないかというのは、これも財務部との調整ですから、それについて、今回の土木の予算というのは、先ほど部長が言ったように、要求を確保に努めて、そしてまた、要求どおりに近いというような、総括の中でですね、大変努力されたということの中で、私は予算審議の中でもあんまり質疑をしないようにしていたんですが、部長の総括を聞いてですよ。

だけど、今の道路維持の問題の質疑が出ておりますので、竹原課長の答弁の中でですね、これはもう新しい日常という言葉が市長が使われたときもありますね。安全性と、そしてまた、生活様式も変わってきたものですから、そういう中ではやはり道路というのはもう安全性を持った中でのですね、道路というのは八代市はですね、そういう中で子々孫々、子や孫のためにも、八代に住んでよかったと、道路の整備がなされ、そしてまた、道路標識等についてもですね、物すごく安全面で、道路の歩道整備についてもですね。

そういう中で、維持の予算を、単独の予算を見たときに、私は、もう部長が総括で言われたように、これだけのやっばし満額の予算を取られたと。それについても、先ほどからいろんな質疑が出ておりますけども、やはりどうしても校区の要望というのがあるわけですね。それに満額応えるというのは、もうはっきり言ってから、予算的にはもう財源的に無理なんだということをみんなが認識しなきゃいけないと思うん

です。我々も認識しなきゃいかん。

ですけれども、最優先というのは、生命と財産を守る。そのためにも、学校関係の地域についてのですね、安全面の中で、やっぱり道路の整備というのは、きちっと道路の維持補修、舗装補修というのはですね、私はこれはやっていただきたい。その予算は絶対進めていただきたい、そのように思います。

それについての、やっぱり市長なり、財務部あたりはですね、それは理解をしていただかなきゃいけない。

ということで、先ほど来の土木の単独の予算2億3000万ぐらいかな、それについての、私は今回の予算としては、満額、部長が言われたように、取っていただいたということで理解をしたいと思います。

来年度についてはですね、これは決算等を踏まえながらですね、どんどんどんどんその予算というのは、やはり予算月是我々議会としてもですね、協力をしていかなきゃいけません。特に委員会というのはですね。

そういうことで、今回については、満額取られたということには理解をしないと、そのように思います。

○建設部長（沖田良三君） ありがとうございます。維持管理、義務的な経費にもなってまいりますけれども、必要な予算、欠かせない予算でございまして、委員おっしゃるとおり、事故があってはならん。安心・安全なまちづくりのためにも必要な予算でございまして、幸いにしまして、以前は市の単独で実施をしておりました維持事業に関しまして、交通安全施設にしろ、最近、補助の対象となってきております。

そこで、一般財源が厳しい中で、そのような補助事業に取り組むということで、おおむねこちらが予定をする一定の予算が確保できたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。

○委員（太田広則君） 92ページの道路維持費、先ほどのとこと一緒だと思いますが、節の12・委託料9500万の中に、久しぶりにちょっと建設環境委員会に来たんで、緑の回廊線の管理委託があったかと思います。これ、ちょっと、私個人的にはいろいろあるんですが、ここは今業者さんが幾つで、幾らぐらいの予算をつけてあるんでしょうか。

○土木課長（竹原彰吾君） 今、太田委員お尋ねのですね、緑の回廊線の管理委託ということですけども、申し訳ございません、私どもが持っています、一応ですね、樹木管理ということは、緑の回廊線以外もですね、ございまして。

○委員（太田広則君） 含まれているんですか。

○土木課長（竹原彰吾君） はい。基本的に、この街路樹の管理委託といいますのが6件出す予定でございます。その中にですね、緑の回廊線もありますけれども、ほかの街路樹がある別の市道、そちらのほうも対応しているところがございます。合計ですね、街路樹の管理の予算として約2000万円計上しているところでございます。

○委員（太田広則君） 緑の回廊線単独ではないということに理解をしました。

後で、意見のところで。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（谷口 徹君） 予算書の94ページ、河川費の説明の欄の一番下の土砂災害危険住宅移転促進事業なんですけども、事前にいただいた概要では2件って書いてあるんですけども、あらかじめ対象の住宅があるのか、それとも丸々の見込みなのか、どちらなのか、お願いいたします。

○土木課長（竹原彰吾君） 委員お尋ねのですね、土砂災害危険住宅移転促進事業でございます。今回、予算計上は2件ということでさせていただいております、この2件といいますの

は、現在、事前協議ですね、市民の方から相談を受けた2件でございます。来年度、今のところは2件御相談を受けておりますので、2件を計上させていただいてるところでございます。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員（前川祥子君） 98ページの八千把地区土地区画整理事業ですが、この事業の完了というのは、期限があるんでしょうか。

○都市整備課長（深川洋光君） 都市整備課、深川です。よろしく申し上げます。

八千把地区土地区画整理事業につきましては、施工期間は平成12年からやっております、今のところ、現在の計画では令和4年度となっております。しかし、4年度では終わらないというところですね、今、県のほうと延長について協議を進めているところでございます。予定としましては、令和10年度を今予定しておるところでございます。

以上です。

○委員（前川祥子君） 令和4年の予定が令和10年まで延長というふうに理解していいですかね。予定はですね、はい。

それとですね、八千把地区の土地、同じ八千把地区土地区画整理事業基金事業がありますよね。基金の事業が。これは、ざっと言って何に使われているかというところもお聞きしたいんですが。

○都市整備課長（深川洋光君） 八千把地区土地区画整理事業基金事業につきましては、保留地を販売したものが基金になりまして、その基金で対応する分につきましては、区域内の……

○委員長（上村哲三君） もう一回最初から。保留地じゃない。聞いとらっさんだった。

（「いや、保留地」と呼ぶ者あり）

だけん、もう一回。（「保留地、保留地」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（深川洋光君） すいません、最初から。お尋ねの八千把地区土地区画整理事業基金事業ですけれども、基金につきましては、区画整理区域内の保留地を販売いたしました金額を基金に積み立てております。

その使い道に関しましては、区域内の維持管理に関するものが主でございまして、除草とか、部分的な補修とか、そういったところの作業をするものでございます。

以上です。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、3787万1000円、今、基金の積立があるとと思うんですが、これは令和10年までに事業完了したら、この基金もその後考えられる、何か、どうされるかというと考えられるというところによろしいですかね。まだ先の話でありますけれども、お尋ねしたいと思います。

○都市整備課長（深川洋光君） 区画整理につきましては、事業が完了後、公共の施設に関しまして、例えば道路であれば、土木課とか、そういったところに移管いたしますので、基金のお金が残るということはありません。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○委員（山本幸廣君） 今の関連だけでも、竹原課長。深川君かな。

特定財源が繰入れと市債ということになっているよね、今の説明の中で。これをあと6年ぐらいに延伸をするということなんです、先の見通しの中でですね、どういうところ、——大事なところでしょう、整理していかれるのはですね。大事なことだと思います。

だけでも、大体ですね、私もこれ1回質問を

したことがあるんですけども、見通しで、当時の部長たちの答弁では、大体目標の年度というのがあったんですけども、それなりにやっぱり時代が変わる中で、区画の整理というのを区域がどんどんどんどん広がっていくと。それについてやっぱ道路、いろんな面がやっぱ付きまわっていくわけですよ。やっぱし、区域内、区域外でも、どこまでいくのかという方向性は、しっかり持つっていただきたいと思うんですが、いかがかな。

なぜかという、補助対象等々がかなりあると思うんですよ。やっぱり市債という1つのやっぱその特定財源、繰入れと市債があるもんだからですね。これはあと6年間どういうふう、市債の活用なのか、それとも、補助の対象になる整理をしていかれるのか。そこあたりを聞かせてください。

○都市整備課長（深川洋光君） 八千把地区土地区画整理事業につきましては、補助の対象といたしますのが、都市計画道路に係る分のみになっておりまして、区画道路とか、そういったところが市債の対応、市の対応というふうになります。

現在、都市計画道路の補助事業につきましては、残り少なくなっておりまして、補助対象の移転する家屋につきましてはあと残り1件となっております。この1件が済み次第、都市計画道路の工事を行いまして補助のほうは完了することとなっております。その後の事業につきましては、市債を活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） その先のことを山本委員は今、質疑しておるわけですね。そこまでのことは分かるとるわけだけん。その先のことをね、今、質疑をしとる中で、令和10年という数字が、ここにやっぱり両括弧の中に入るとるじゃないですか。だから、それについてはです

ね、やっぱり、令和6年か、市債を投入する、それは目標の額の予算額もあるかもしれません。計画しているかもしれない。やっぱりそこらあたりはですね、きちっと目標の中で、こうこうですよということは、よろしかれば、目標は立てて、答弁をいただいて、説明していただければなと思うんですよね。

ここの古閑中町は44ヘクタールの中です。一応年度はずっと区切ってあったんですよ、今言われたとおりに。だから、今回、市債を投入してから、道路の整備等やっていくわけですから。それが6年間って、どこどこかなという気持ちにもなってくるじゃないですか。

そこあたりの見通しというのはどうですか。はっきり言ってから、あとどれぐらいかかる、予算づけしてるんですか。

○都市整備課長（深川洋光君） 八千把地区土地区画整理事業につきましては、現在進捗率が91.3%進んでおります。予算につきましては、現在約63%が済んでおりますので、事業費といたしまして、全体事業費が57億4400万に変更する予定でございますので、そのうちの、——ちょっとすいません。すいません。

残り3億2000万ぐらいかかる予定でございます。

○建設部長（沖田良三君） 今、道路整備、その他、まだ少し残るとるところもございしますが、保留地がですね、現在販売しているのが2地区ございまして、今後販売予定というのが、まだ28区画ほどございます。

それらを販売しながら、それを財源と当て込んで、また、道路整備等を行っていくというようなスケジュールになっておまして、保留地の販売の状況次第で、少し工期のほうも延びたり、縮んだりとか、そういうのもあるかもしれませんが、今後の事業のための貴重な財源にもなるところでございますので、それらを活用し

ながら、事業の推進を図っていきたくと思います。

○委員（山本幸廣君） 私も何回も区画整理のところ、現地を視察行きながらですね、ここら辺りというのは、ここの整備は早くしとかないかなと。ほとんど行き詰まったところもあるしですね。その整備によっては、整備の仕方というのは、私は何も言うとはない。

ただ、今出てた両括弧の中で、令和10年という目標値を掲げとるものですから、それについては、市債投入すると、中で、今、沖田部長が言われたようなその予算等々については、それはやっぱり保留地を販売してですよ、どう埋めていくかというような、大体我々、そのプロセスの中で分かるわけですよ。説明の中で理解をいたしました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（木村博幸君） 先ほど質問したところでの意見、要望になります。

道路の整備とか、そういうのをですね、地域住民は強く望むわけで、それが、道路関係では900から1000件というのが上がってきて、なかなか予算上3割しかできませんというようなお話です。

そこは采配があると思いますが、校区のバランスを見ながらやられると、それはもう確かにそうです。ただですね、校区から上げるときには、やっぱりそこには、校区長やら、まちづくりの会長やら、それと支所長、この辺でですね、十分話し合われて出されると思います。多いところもある。少ないところもある。それはやっぱり校区でばらつきがあるのは、やっぱり支所長の采配で、全部出したって多分取れないでしょうと。やっぱりこのぐらいのところで絞る

のは、今年の優先順位は、去年の優先順位も1番で取れなかったけど、やっぱり上げましょうよと、駆け引きが非常にあって、選別されて出されるのがほとんどかなと。あれもこれも盛り込んで出すということは、あんまりないと思います。

それですね、道路のことは、優先順位はですね、地域住民は、上げたいけど、やっぱり支所長あたりから見ると、下げてですね、ほかのところ、例えば夜道が暗いので街灯をつけようとか、トイレがもう昔ので、利用価値もなく危ないので、明るくきれいなトイレに替えようとか、時代によって優先順位度も変わるわけですね。

そういうのを上げてきているので、道路だけは、どうしても上に上げきらんというところがある中、それでも、集まってきた数はかなり多いと。

そういうことで、校区で、バランスを取るの、なかなか要望を取るのがですね、難しい。もう本当に地域住民は全部取ってくれというところを、やっぱり支所長たちもなかなか盛り込みきらさんと。言っても、多分駄目ならこっちの上げとこうと、道路でないところ上げましょうよと、非常に苦労されています。その辺をくんでいただきたいなという要望です。

それとそもそもですね、この土木費が3.2%減というところでしたね、お話ですね、頭。部長のお話ではですね。最初のこちらのお話ですね。

その中でですね、土木費の道路橋梁費については、3.6%減、16億6142万9000円ということですから、そもそもその3割に盛り込むのに物すごく減額してあるということですね、例えば4割とか、そのぐらい組んで、道路関係も補修をですね、していただいたほうがいいのではないかと。

山本委員も先ほど言われたように、生活の一

部で、そこはやっぱり危ないところは危ない。ほったらかしで、もうずっと、毎年その5年も10年も前から出している要望も実はあるんですよ。なかなかそこに到達しないと、ほかのを優先して、道路でないところをやっているだけの話です。

その辺はやっぱりどこかでですね、地域の方が、前川委員が言われたように、補修しますから、そういう予算をもっと増やしてくださいよというところで済むなら、もう自分たちでできるところの要望だったらですね、させていただけるような予算を組んでいただければなど。

なかなか、予算を組むのは、地域要望が乗っかってきてないのかなとちょっと思ったところですよ。

今後よろしく願いしておきます。以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 先ほど竹原課長に質問いたしました緑の回廊線についてでございます。

ここには上村委員長、先輩の山本委員がおられますが、昔は本当に、この緑の回廊線、一般質問する方が多くて、それから大分月日がたちますね。先ほど2000万という予算の中で見えない形、それから業者さんもその街路樹等々ありまして、単独になってないということで、ぜひ緑の回廊線、本当に距離が長くて、今、市民の遊歩道であったり、そして通学路であったり、本当に皆さんが使ってらっしゃいます。

ただ、年々、見てますと、本当にこれ管理されているのかなというぐらいに、例えば個人ですね、花、花壇をもうしゃあしゃあと中に置いたりですね、それから、今、ごみの収集場も緑の回廊線の脇にしてあるんですが、当然、御存じのように、猫が来たりカラスが来たりという中で、本当にこれが遊歩道かというようなところが見受けられました。

それから、一中の裏辺りは水路が流れていま

す。あそこがですね、夏なんかはもう流れてないんですね。

そのように、もう費用対効果が見えないっていうふうに、個人的には思ってます。ですから、まず、予算書には必ず緑の回廊線、幾らですと。そして、できればですね、単独の業者に、専門的にお任せしていただけるようなですね、費用対効果を求めたいなど、そういう維持管理をしていただきたいというのが要望でございます。

よろしく願いをしときます。

○委員（谷口 徹君） 空き家バンク事業ですけども、移住・定住をしている担当課と連携して、売買が促進されるような取組もしていただければと思います。

移住・定住をやっている担当課のほうにも頑張ってもらいたいと思いますけど。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） 老朽危険の除去の問題ですけども、60件出していただくのも精いっぱいじゃないかなと。毎年これだけ出していただいて、それで、なおかつ要望は99件あって、精いっぱいして63件だったと。昨年度ですね、実績が。それだけもう空き家で老朽化しているところが多いんだということが、もう皆さん、周知のことだと思っています。

その中で、その八代市空き家等対策協議会というものが出来上がると。大変喜ばしいことだなあとします。本当に危険な箇所を、もう先に数多くやっていただければ、その周辺の方々が一番安心されると思うんですよね。そこが一番の問題だと私も思ってますので、ここは、本当よかったなと思ってますが、よかっただけでなく、本当に機能していただきたいなと思っております。

それから、八千把地区土地区画整理事業の件は、本当に平成12年からということで、長年

にわたってやられている中で、非常にあの道が広く4車線になり、それから、いろんなお店ができてきて、今やもう、あそこがメインストリートじゃないかなと思うぐらいに開けてきてます。

これから後、令和10年まで区画整理が進むということで、まだまだ楽しみだなというふうには思っておりますけど、ぜひ使い勝手のいいまちづくりになっていただければ、人流の増えるようなですね、流れがよくあそこに行き届くようなまちづくりになっていただければというふうに思ってます。

それから、先ほどの原材料費ですけど、これはなぜかというところですね、やっぱり約1000ぐらい要望がある中で、3割しかできないと。そのあと7割がいろんなところで、住民の方ができないところもあるだろうとは思いますが、先日ですね、八代鏡宇土線から千丁に入る水路のあの道ですかね。すごい使い勝手のいい道がありますけど、あそこが非常に、皆さんよく通る割には、陥没がひどくてですね、長年のあの辺の方々の懸案事項じゃないかなと思うんですけど、一向に進まなくて。

先日そこ通ったときに、住民の方だと思うんですよね。年配の方が2人でやってらしたんですよ、陥没のところなんです。何ですか、コンクリを造ったものをまいて、そこに入れてらしたんですよ。苦肉の策だと思うんですよね。結局、雨が降ったら、そこにまた水が浸透して陥没はするというのは、もうこれは分かっていますけど、それでも、——多分住民の方じゃないですか。

職員だったんですか。年配の方と言いましたが、そうなんですね。ああいうことだったら、住民の方でもできないことはないかなあと思いつつながら。ああいう作業が、住民の方々にも理解していただいて進めば、もっと、この要望が、要望というのは道だけじゃないでしょうけど、

そういうところは整備されて、少しでもですね、いくんじやないかなあというふうに思いました。

今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○委員（山本幸廣君） 要望でよかですか。

98ページですけども、先ほどいろんな方々から、八千把地区土地区画整理事業について質疑があったわけですけども、これは沖田部長、その他の方々、要望ですけども、八千把地区土地区画整理事業だけで終わらないでください。南部のほうも区画整理はやっばし推進をしようという気持ちになってください。これはぜひとも要望です、強い強い要望です。やっぱり南部の開発を含めてですね。

もうこれだけの年数の区画整理、八千把についてはですね、やはり投資をされて、そしてまたいろんなすばらしいまちづくりができたんですよ。見てのとおりですよ。これはもう本当の職員の方々の努力ですよ。民間企業も一緒ですけども。南部の開発の中で区画整理事業、ぜひとも、私が生きとうちは手がけたいと思いますので、御協力方よろしく願いします。

強い要望です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後2時23分 小会）

（午後2時37分 本会）

◎議案第12号・令和4年度八代市農業集落排

水処理施設事業特別会計予算

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第12号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） こんにちは。下水道総務課の奥村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第12号・令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算につきまして説明いたします。

予算書の説明の前に、まず、八代市農業集落排水処理施設事業の概要につきまして御説明させていただきます。

この事業は、農業集落の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的として、東陽町と泉町の中心部で実施しております。東陽町が平成7年度から11年度まで、泉町が平成4年度から8年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了しており、現在は、施設の維持管理や使用料の徴収などが主な業務となっております。

令和2年度末の東陽町と泉町を合わせた処理区域内人口は1840人、水洗化人口が1515人で、水洗化率は82.3%となっております。

令和3年度は、全体で2世帯の新規接続がっておりますが、地域全体の人口減少に伴い、農集区域内の水洗化人口も減少している状況でございまして、令和3年度末の水洗化率は、2年度末と同程度を見込んでおります。

このような状況の中で、令和4年度予算も、引き続き、農業集落の生活環境の向上のための排水処理施設の維持管理費が主なものとなっております。

以上簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、令和4年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算の内容について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で、それぞれ9080万1000円と定めております。この額は、前年度より290万8000円の減額となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、3ページの第2表、地方債のとおり、資本費平準化債を目的に、1190万円を限度額として、起債の方法を証書借入れまたは証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、4ページからの説明書を基に、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金20万円は、新規ます設置者に対して、条例に基づき、1世帯当たり10万円を徴収してございまして、前年度と同様2件分を予定しております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では、3636万円を計上しており、前年度より42万1000円の減となっております。

7ページをお願いいたします。

款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金4232万4000円は、農業総務費からの一般会計繰入金で、前年度より108万7000円の減となっております。

これは長期債の元利償還額の歳出減が主な要

因でございます。

8ページをお願いいたします。

款6、項1・市債、目1・農業集落排水事業債1190万円は、資本費平準化債でございまして、140万円の減となっております。

資本費平準化債は、使用者の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るため、本事業における負担の一部を後年度に繰り延べるためのものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費4082万6000円は、農業集落排水処理施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

主な内訳は、職員1名分の人件費820万4000円、東陽地区一般事務事業で2147万5000円。これは主に維持管理費経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料、設備修繕、脱水汚泥収集運搬料、施設の維持管理業務委託などがございます。

なお、増額している理由といたしましては、農業集落排水事業審議会開催に伴う委員報酬及び旅費16万6000円、東陽地区の農業集落排水を宮原処理区への接続を検討するための調査費30万8000円が主な要因でございます。

また、泉地区一般事務事業で1114万7000円を計上いたしております。

これも東陽地区と同様、維持管理経費でございまして、処理場及びマンホールポンプの電気料、施設修繕、汚泥引き抜き手数料、施設の維持管理業務委託などが主なものでございます。

次に、款2、項1・公債費4997万5000円は、長期債償還元金が4587万円、長期債償還利子が410万5000円でございます。前年度より300万1000円の減額となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでござ

います。

次の10ページから16ページまでは給与費
明細書でございますが、説明は省略させていた
だきます。

17ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末における現在高の見込み
に関する調書でございます。

農業集落排水整備事業債の前年度末現在高見
込額が2億2819万1000円、当該年度中
起債見込額が1190万円、同年度中元金償還
見込額が4587万円でございますので、当該
年度末現在高見込額は1億9422万1000
円でございます。

農業集落排水処理施設事業につきましては、
施設の長寿命化と施設更新・整備に要する費用
の平準化を図りながら、計画的な経営を目指し、
使用料収入の確保や適切な維持管理による経費
のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えてお
ります。

以上で、議案第12号：令和4年度八代市農
業集落排水処理施設事業特別会計予算の説明を
終わります。御審議のほどよろしくお願いいた
します。

○委員長（上村哲三君） 議案審査の途中であ
りますが、ここで小会いたします。

（午後2時45分 小会）

（午後2時46分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻
します。

それでは、以上の部分について質疑を行いま
す。質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより

採決いたします。

議案第12号・令和4年度八代市農業集落排
水処理施設事業特別会計予算については、原案
のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号・令和4年度八代市公共浄化槽
等整備推進事業特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第13
号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事
業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務
課の奥村でございます。引き続きよろしくお願
いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第13
号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事
業特別会計予算につきまして説明いたします。

まず、予算書の説明の前に、八代市公共浄化
槽等整備推進事業の概要につきまして御説明さ
せていただきます。

この事業は、八代市が設置主体となって、浄
化槽を東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事
業の認可区域以外の地区で整備し、雑排水等を
処理することにより、生活環境の保全及び公衆
衛生の向上を図るものでございます。

東陽町は平成13年度から、泉町は平成14
年度からそれぞれ実施しており、令和3年度は、
当初設置予定4基に対して、泉町で2基設置い
たしております。

なお、令和4年度も前年度同様、4基の設置
を予定しております。

以上、簡単ですが、概要説明を終わります。

続きまして、令和4年度八代市公共浄化槽等
整備推進事業特別会計予算の内容について御説

明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で、それぞれ5067万3000円と定めております。この額は、前年度より14万5000円の減額となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの第1表歳入歳出予算に記載しております。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、3ページの第2表地方債のとおり、公共浄化槽等整備推進事業を目的に、340万円を限度額として、起債の方法を証書借入れまたは証券発行とし、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、本予算につきまして、4ページからの説明書を基に、主なものを御説明いたします。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・公共浄化槽等整備推進事業費分担金40万円は、合併処理浄化槽を市で設置する際、条例に基づき、1基当たり10万円を徴収しております、前年度と同様、4基分を見込んでおります。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・公共浄化槽等整備推進事業使用料では、2674万7000円を計上しており、令和3年度より6万4000円の増となっております。

7ページをお願いいたします。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・公共浄化槽等整備推進事業費国庫補助金131万6000円は、浄化槽整備に関する補助金で、基準額の3分の1が交付されるものです。

款4・県支出金、項1・県補助金、目1・公共浄化槽等整備推進事業費県補助金10万80

00円は、前年度に設置した基数に応じ、事業費の6.5%が交付される後年交付金でございます。

款5・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金1868万5000円は、前年度より55万4000円の減となっております。

繰入金は、生活環境総務費からの一般会計繰入金で、維持管理費や公債費などに充当しております。

8ページをお願いいたします。

款8、項1・市債、目1・公共浄化槽等整備推進事業債340万円は、新規予定設置基数4基が対象となります。40万円増額につきましては、くみ取りからの転換に対する配管助成を新たに行うことが理由でございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1・公共浄化槽等整備推進事業費、目1・浄化槽総務費3844万円は、浄化槽施設の維持管理と普及促進及び使用料の徴収などに要する経費でございます。

内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員1人分の人件費と、東陽地区及び泉地区一般事務事業に必要な費用でございまして、東陽地区一般事務事業1014万7000円は、浄化槽151基分の法定検査手数料や維持管理委託料などが主なものでございます。

泉地区一般事務事業1866万円は、東陽地区と同様に、浄化槽264基分の法定検査手数料や浄化槽維持管理委託料などが主なものでございます。

目2・浄化槽整備費570万8000円は、右側の説明欄に記載の東陽地区及び泉地区整備事業に必要な費用でございます。

東陽地区整備事業284万8000円は、新規浄化槽設置工事2基分が主なものでございます。

また、泉地区整備事業286万円も同様に、新規浄化槽設置工事2基分が主なものでございます。

42万8000円増の理由は、歳入でも申し上げましたとおり、くみ取りからの転換に対する補助を新たに行うことによるものでございます。

款2、項1・公債費、目1・元金が542万4000円、目2・利子が110万1000円でございます。

なお地区ごとの内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

10ページから16ページまでは、給与費明細書、17ページ上段は、債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

17ページ下段をお願いいたします。

地方債の当該年度末等における現在高の見込みに関する調書でございます。

公共浄化槽等整備推進事業債の前年度末現在高見込額が7362万7000円、当該年度中起債見込額が340万円、当該年度中元金償還見込額が542万4000円でございますので、当年度末現在高見込額は7160万3000円でございます。

公共浄化槽等整備推進事業につきましては、適切な維持管理や使用料の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第13号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第13号・令和4年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後2時56分 小会）

（午後2時57分 本会）

◎議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課の奥村でございます。隣が下水道建設課長の涌田でございます。よろしくをお願いいたします。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の総則で、令和4年度八代市下水道事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわち、第2条から第11条に定めるところによるとしております。

第2条、業務の予定量でございます。

令和4年度末の予定として、処理区域内人口を6万1324人、処理区域面積を1778ヘクタール、水洗化人口を5万3653人、年間総処理水量を704万8681立米、年間有収水量を600万5476立米、また、主要な建設改良事業といたしまして、管渠施設整備費を

10億8063万6000円、ポンプ場施設整備費を4億956万円及び水処理センター施設整備費を1億3118万9000円としております。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。

第1款・下水道事業収益で35億1964万5000円。内訳としまして、第1項・営業収益で14億6237万円、第2項・営業外収益で20億5727万2000円、第3項・特別利益で3000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。

第1款・下水道事業費用で29億9099万3000円。内訳としまして、第1項・営業費用で26億9575万5000円、第2項・営業外費用で2億8923万6000円、第3項・特別損失で100万2000円、第4項・予備費で500万円を計上いたしております。

したがいまして、差引き収支は5億2865万2000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入でございます。

第1款・資本的収入で23億6049万4000円。内訳としまして、第1項・企業債で13億3320万円、第2項・補助金で8億545万1000円、第3項・受益者負担金及び分担金で3904万4000円、第4項・他会計負担金で1億8279万9000円を計上いたしております。

次に、支出でございます。

第1款・資本的支出で34億1712万8000円。内訳としまして、第1項・建設改良費で16億4594万2000円、第2項・企業

債償還金で17億7018万6000円、第3項・予備費で100万円を計上いたしております。

したがいまして、差引き収支は10億5663万4000円の財源不足を見込んでおります。

なお、4条の括弧書きである、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億5663万4000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億95万8000円、当年度分損益勘定留保資金6億2637万8000円及び当年度利益剰余金処分数額3億2929万8000円で補填するものとしております。

なお、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど、予算に関する説明書で御説明いたします。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為でございます。

1件の債務負担行為の設定となりますが、こちらは、令和5年度から令和9年度までの5年間、料金徴収事務等窓口業務につきまして、民間へ委託する予定としているため、債務負担行為の設定を行うものです。

なお、令和4年度中に委託業者の選定を行う必要がありますことから、期間は令和4年度から令和9年度、限度額は1億2804万円としております。

第6条は企業債でございます。

施設整備に伴う建設改良企業債及び資本費平準化債などの準建設改良企業債を合わせて、13億3320万円を限度額として設定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

第7条、一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。これは予定支出の各項の経費の金額のうち、項と項の間で流用することがで

きる場合は、営業費用と営業外費用との間のみであることを定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2億1692万9000円を定めております。

第10条、他会計からの補助金としまして、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、いわゆる基準外の繰入金は2億5595万1000円を予定しております。

第11条、利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち、3億2929万8000円を、先ほどの第4条括弧書きにあります資本的収支の不足を補填するため、減債積立金として積立て処分することをあらかじめ定めるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

1枚めくっていただきますと、地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、9ページから13ページまで、予算の実施計画、14ページから19ページまで、令和3年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、20ページから22ページまで、令和4年度の予定貸借対照表を掲載いたしております。

それでは、令和4年度予算の詳細につきまして御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で12億3717万円、目2・雨水処理負担金で2億2381万3000円、目3・その他営業収益で138万7000円を予定しております。

下水道使用料が、昨年度より428万円の増となっておりますのは、接続世帯数の増加の影響が主な要因でございます。

また、雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る基準内の一般会計繰入金で、その他営業収益は、督促手数料が主なものでございます。

おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金で8億564万9000円、目4・長期前受金戻入で12億1283万3000円がその主なものでございます。

なお、他会計負担金は、汚水分の元利償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金でございます。

また、長期前受金戻入は、施設整備費を耐用年数で割って費用化する減価償却と同様に、これまで、施設の整備を行った際に受け入れた国庫補助金などを耐用年数で割って収益化するものでございます。

次の項3・特別利益の説明は省略させていただきます、25ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で7415万4000円を予定しております。

管渠費は、管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは、節区分、一番上の修繕費1929万7000円で、右側の説明欄に記載のマンホールポンプ等の修繕、また、2つ下の委託料4345万3000円で、マンホールポンプ清掃等業務委託や麦島雨水幹線清掃業務委託、下水道台帳作成業務委託などを予定しております。

次に、目2・ポンプ場費5126万4000円は、市内6か所にあります雨水及び污水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、節区分下から3つ目の委託料2

411万5000円で、自家用発電機保守点検委託や松崎中継ポンプ場自動除塵機分解整備委託、中央・麦島ポンプ場し渣処分業務委託などを予定しております。

おめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

目3・水処理センター費4億628万5000円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。

主なものは、右側の説明欄に記載の一般職5名分の人件費のほか、節区分中ほどの修繕費742万8000円で、消化管廊、脱離液管修繕など、3つ下の委託料3億1079万3000円で、ナンバー3主ポンプ分解点検整備委託や施設運転業務委託、脱水汚泥処理業務委託などを予定しております。

次に、27ページの目4・流域下水道管理費1億6066万9000円は、千丁及び鏡処理区を含む、八代北部流域下水道において、県が設置している八代北部浄化センターや幹線管渠などの維持管理費を構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担する、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目5・総係費1億6417万2000円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。

主な費用は、一般職14名分の人件費のほか、節区分下から6番目、委託料1486万2000円では、右側説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託、検針業務委託を、3つ下の補助金600万円で、下水道への接続等に対して助成を行う排水設備工事費助成金を予定しております。

おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

目6・減価償却費は18億2432万9000円でございます。

内訳は、有形固定資産減価償却費で17億6868万6000円、無形固定資産減価償却費で5564万3000円でございます。

次に、目7・資産減耗費は1488万1000円でございます。

節区分に固定資産除却費として計上していますが、これは、管渠等について、効率的な延命化や改築更新を実施することに伴い、当該固定資産のうち、減価償却費として費用化されていない額について、除却費として計上するものでございます。

次に、項2・営業外費用、目1・支払利息及び企業債取扱諸費で2億8923万5000円は、企業債及び一時借入金の利息でございます。

次に、29ページの項3・特別損失、目2・過年度損益修正損100万円は、過年度分の下水道使用料調定減に伴う特別損失でございます。

次に、項4・予備費では、前年度と同様500万円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、款1・資本的収入、項1、目1・企業債で13億3320万円を予定しております。

内訳は、令和4年度の建設改良に伴う企業債9億9680万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債3億3640万円でございます。

昨年度より2億4520万円増加しておりますのは、未普及地域への整備促進による管渠布設工事費の増に加え、国の補正予算に伴う3月補正への前倒し額が昨年度より減となったことによるものでございます。

次に、31ページの項2・補助金、目1・国庫補助金5億4950万円は、建設改良に伴う国庫補助金であり、目2・他会計補助金2億595万1000円は、汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

ます。

国庫補助金につきましては、企業債と同様に、建設改良費の増により増額となっており、また、基準外繰入金である他会計負担補助金につきましては、経費の縮減や料金改定を行うなど、経営改善を図ることで、徐々に減らしていくこととしており、2348万7000円の減となっております。

次に、項3・受益者負担金及び分担金、目1・受益者負担金3350万9000円と目2・受益者分担金553万5000円は、下水道の供用開始に伴う八代処理区、鏡処理区の受益者負担金及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金でございます。

受益者負担金及び分担金が、昨年度より720万1000円減少しておりますのは、賦課予定件数の減によるものでございます。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。

項4・負担金、目1・他会計負担金1億8279万9000円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が1億7908万7000円及び污水管築造工事に伴う水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が371万2000円でございます。

次の33ページからは、資本的支出でございます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費で10億8063万6000円を予定しております。

これは、管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職12名分の人件費のほか、節区分中ほどの委託料7112万7000円では、右側の説明欄に記載の管渠築造工事に伴う設計業務委託通常分で、3処理区合わせて4300万円、また、管渠築造工事に伴う設計業務委託ストックマネジメント分で、八代処理区分とし

て429万円、公共下水道事業全体計画変更業務委託等で1166万円、さらに、衛生処理センターの老朽化に伴うし尿処理対策として、水処理センターでの共同処理を予定しているため、受入れに必要な広域化共同化に伴う公共下水道事業計画変更業務委託等で1217万7000円を予定しております。

3つ下の工事請負費の8億3342万9000円については、管渠築造工事通常分で、八代処理区として5億8917万6000円、千丁処理区として8301万円、鏡処理区として1億5353万3000円、3処理区合わせて8億2571万9000円を予定しており、八代処理区では、麦島・宮地地区で約4.3キロメートル、千丁処理区では、古閑出地区で約0.7キロメートル、鏡処理区では、両出・貝洲地区で約1.7キロメートルの合計約6.7キロメートルの整備を予定しております。

また、管渠築造工事ストックマネジメント分は、八代処理区で571万円を予定しており、整備後の年数が経過している中心部付近で老朽化が著しいと診断結果が出ている部分を予定しております。

節区分の下から2つ目、補償補填及び賠償金7770万円では、管渠築造工事に伴う地下埋設物等移設補償費で、3処理区それぞれ予定しております。

なお、公共下水道事業予定箇所につきましては、お手元の別紙、建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

次に、目2・ポンプ場施設整備費4億956万円の主なものは、委託料3億8200万円で、中央ポンプ場改築工事委託や中央ポンプ場浚渫業務委託を、また、工事請負費2674万1000円で、中央ポンプ場排水樋門改修工事などを予定しております。

おめくりいただきまして、34ページをお願いいたします。

次に、目3・水処理センター施設整備費1億3118万9000円の主なものは、委託料7800万円で、汚水処理設備改築に伴う詳細設計業務委託を、また、工事請負費5229万4000円で、電気基盤等更新工事やナンバー1、2消泡水ポンプ更新工事などを予定しております。

次に、目4・流域下水道建設費2414万1000円は、八代北部流域下水道建設負担金であり、八代北部浄化センター改築更新工事などの建設費が予定されており、構成団体である八代市、宇城市、氷川町で負担金を支払うものがございます。

次に、目5・営業設備費41万6000円の主なものは、量水器の購入を予定しております。

次に、項2、目1・企業債償還金17億7018万6000円は、これまで借り入れた企業債の償還元金でございます。

項3、目1・予備費では100万円を計上いたしております。

次に、35ページから42ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、43ページと44ページに注記を記載しております。

これは地方公営企業法施行規則第35号に基づき、重要な会計方針に係る事項と予定貸借対照表に関する注記を記載いたしております。

下水道事業につきましては、令和4年度も、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道事業の実現のため、健全経営に努めてまいります。

以上で、議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（前川祥子君） この際ちょっとお伺いしたいなと思ってるんですけど、下水道の老朽化と言うんですしたら、この八代地区内で一番古い下水道の地区というのは、どの辺りになるんでしょう。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 汚水管と雨水管ということがありまして、八代市は分離式でやっております。雨水管につきましては、昭和53年度からスタートしまして、汚水管は昭和57年から始めております。一番古い管、汚水管のほうはですね、大体、終末処理場が新港町にあります。熊本県八代運動公園の南側に処理場があります。それからずっと管を設けてきていますので、一番古いのは、昭和57年に築造したのが一番古い管渠となります、汚水管につきましてはです。

○委員（前川祥子君） その汚水管の一番古い、昭和57年に造られたと、何て言うんですか、配管をしたというのは、まだ残っているということですね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 下水道管については、ほぼ全部残っておりまして、今回ストックマネジメントということで、管渠が古い分につきましては、管の更生だったりということで行っております。

○委員（前川祥子君） 汚水管もこれから布設替えするという計画はもう立てられていると思いますが、一番古いものから逐次やっていくというような計画で認識していいんでしょうか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 管渠の更新につきましては、補助対象でいきますと20年以上の管渠になりまして、その20年以上の管渠に対しまして、カメラを入れさせていただいております。簡易カメラを調査したところでですね、損傷が著しいところを、管の更生

をやっているということで、特に支障がないところはそのままの管を使っているということになります。

○委員（前川祥子君） 古いからといって、結果がよければ、そこは、その計画にはまだ入れないというふうで、ことでいいんですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） はい、そうでございます。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。

○委員（山本幸廣君） 関連でよかですか。今、涌田課長かな、次長かな、説明なされた中で、カメラ入れてから診断をした結果、そういう部分が出たという。専門の方々が診断結果されたと思うんですよね。それについてのデータというんですか、どこどこの箇所については、どうどう。はっきり言って著しい。著しいというのはどういうのが、どこまでが著しいのか。それとやっぱり著しくなければ、3年以内には改修せなきゃいけない。即改修せないかん。そういう1つの基準というのは、診断した専門家の結果というのはあるわけですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 今まで旧八代市と千丁町、鏡町ということで、管渠入れてきてますけど、大体400キロぐらい管渠ございます。その中で20年以上は、もうほぼほぼ、もう旧八代市内になるんですけど、その中で、以前はヒューム管を入れてたということですから管の接合部分が損傷してて不明水といえますか地下水が入ったところを管の中に、塩ビ管の管の更生をやって、不明水の対策とか管渠のひび割れの防止、直しているということになります。

○委員（山本幸廣君） 以前、私がこの下水道についての、昔は特別会計って言ったんですけど、今企業会計に変わったんですけどもね。一番心配しているのはそこなんですよ。

維持費が加算をしてるのが一番心配しています。そうですね。どうしてもこれは企業会計というのは、特別な採算方法というのは、あるわけですので、私が調べた範囲内では、京都がもう1周回ってしまっ、2週目回り、3週目に行くんですよね。というのは、京都が一番早い下水道に着工して、八代市がその企業会計の今回の会計を見れば、始まった年数というのは、もう御存じかと、私も大体知ってますけどもですね。

そういう中での維持費というのは、これからどんどんどんどん加算をしてきます。これが一番心配なんです。かと言って、エリアはある程度、その区域というのは広げていかないかん。特に、鏡町、千丁町というのは、県のほうの負担の中に、今しよるわけですけども、ここはもう完全に行くわけですね。

あとの旧八代市のところについては、もう早くいってから、ある程度診断をした中では、著しいところは、もう出てくると私思うんですけども、そこあたりどうですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） カメラ調査した中でですね、損傷が著しいところにつきましては、令和元年度から、もう補修をやっております。令和3年度まで工事をやっ、第1期の調査した箇所につきましては、令和4年度で一応終了ということで、2期目を踏まえて、今年度カメラ調査をやってきているという状況になります。

○委員（山本幸廣君） カメラ調査の中で、その見通しというのは、もう大体その年度ごとに大体そういうのが著しいのが出てくるということで理解してよろしいですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 年度ごとって言いますか。もうその場所場所です、不明水とかあったところを見つけて補修をするという形になりますので、そのためにカメラで調査してはつきり分かるようにして、その

部分を補修してきて、不明水対策を行っているということになります。

○委員（山本幸廣君） カメラって、全体的に延長で入らせているんじゃないんですか、カメラではしてないんですか、部分的にやってんの。今の答弁では、部分的な答弁のような感じがするけどな。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） カメラの調査はですね、マンホールからマンホール区間を一つ一つ、全部カメラを通して、1つの区間を全部確認いたします。損傷著しいなというときには、また詳細調査ということで、もう1回、距離から、どのくらいの量かというのを詳細かけて、補修をするような形の、工法まで決めた形を選定するというようにしております。

○委員（山本幸廣君） 素人で、私の感覚ですよ。年度別に下水道の整備をしていくじゃないんですか。10年区画のスパンの中で、私はそのカメラを注入して、10年前、20年前、スパンの中でよ。せっかくならばそういうスパンの中で調査した中で、じゃあ著しいところが、やっぱりその10キロ区域の中には何か所かあったと。予算の計上にしても計画的に予算計上できると思う。維持費というのは。そういうのをしていただければなど、私はそういうふうな工法をやっているかなという理解をしたいんですけどね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 先ほど話したようにです。全体が400キロぐらい今管渠が入っております。それで、古い順番から、まずはこの旧八代市の中心部を第1区域ということで、全てカメラで調査をしております。そこで、著しく悪いところについては、もう先ほど話したように、令和元年度から補修をしてきております。

その第1期分のところが来年度、令和4年度で完了すると。そして先ほど話したように、2期分を今、カメラ調査をやっておりまして、今

から2期目の修繕箇所とか、管渠の更生箇所を今から見て判断していきたいなということで思っています。

○委員（山本幸廣君） あんまり、理解をしたいと思いますけども、旧八代市の中心部は、もう中心部の2期、3期でカメラを入れるという計画を執行部はしとると。私の感覚としては、早く言えば、古いほうから、古く建設をした部分から、10年なら10年のスパンの中でしたんですか。今のところは旧八代市全域、中心は全部カメラ注入したんですか。してないんですか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 説明がちょっと。対象が20年以上の管渠というのが、まずありまして、そこから優先的に古い順番から調査をやっておりまして、その中で悪いところをやっているということになります。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 理解しました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（前川祥子君） 今のお話を聞きながらですね、著しく老朽化している部分を補修すると。その部分を補修すると。今また、新しく管が変わってきているんじゃないかなと思うんですよ。もう昭和57年であれば、もう50年近く、そんなないか、40年ぐらいですね。その間管がよりいいものに、例えば、伸びるとか、曲がるとか、何かそういったものにも変わってきているんじゃないかと思うんです。その長さまで変えるということじゃないんですね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 現在の補修はですね、マンホールとマンホールの間全てで管の更生をやっていきます。

以前はヒューム管でコンクリート管だったんですけど、その中にですね、今、塩ビ管というのを入れまして、熱処理で、それに張りつけるような感じ、その塩ビ管で自立をするということで、今あるヒューム管はそのまま残しておき

ながら、中に入れてきているので、管自体は新しくなってきたということになります。

○委員（前川祥子君） 地震のときには、外側のコンクリが割れる可能性もありますけど、それは県のほうはそのやり方を認めているということになるんですね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 今、従来ヒューム管がありました部分については、もうそのままにしているんですけど、その中に、この塩ビ管を入れますので、それ自体で構造的にもつということ、ヒューム管が割れても、中の塩ビ管で対応できるということになっております。

○委員（前川祥子君） もう一つ。旧郡部のほうは上水道が通ってないというところもまだあるんですが、上水道の管を布設したいときに、下水道も一緒にするとすると、負担割合というものも出てくるんでしょうかね、それぞれの工事に対する。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 旧八代市につきましては、水道局と話をしまして、同時に入れるところについては、同時埋設の負担金をいただいております。

千丁町、鏡町につきましては、生活環境事務組合さんのほうが管理されますので、下水道管に影響があるのであれば、一旦仮設をやりまして、下水道管入れて、上水道管をもう1回、その堀山に入れ直すという部分もありますし、同時に入れたときは、事務組合さんのほうから、一緒に同時に埋設したいということで、相談があれば一緒に入れていただいております。

○委員（前川祥子君） じゃあ負担割合というものが発生するわけですかね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 八代市の水道管については、負担割合を一部いただいて、負担をいただいております。

生活環境事務組合さんのほうは、もう堀山の中に入れてさせていただいて、負担はいただい

おりません。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員（山本幸廣君） ちょっとページを前のほうに送っていただいたら、債務負担行為のところ、第5条のところなんですけども、事項の中で下水道関係料金の徴収の事務の手順等の業務委託、これについては、令和4年度から令和9年度、1億2800万と限度額をしてありますが、効果があるから委託をされるということに理解をいたしたいと思いますが、大体これ専門的のところはどういうところがあるのかな。

○委員長（上村哲三君） 業務委託先。

○委員（山本幸廣君） 委託先は。

○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君）

下水道総務課、園田です。よろしく申し上げます。

徴収業務委託につきましては、既に水道局のほうに委託をされていまして、水道局の受託をされている事業者さんは、ジェネッツという事業者さんが、これ全国的に同じような業務をやられているところがございまして、そういったところを参考にですね、下水道につきましても、経費の削減というところを目指しまして、水道局の更新に合わせて、一緒にやるということで、今回、債務負担行為設定しております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） よく理解をいたします。水道局のほうはですね、そういう委託者については、よろしかればですね、もう冒頭言ったように、経費の削減のためにメリットがあるから、効果があるから委託をするということの前提ですからですね。今よく分かりました。それでは、選択については、しっかりした、こちらの要求等もしていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（太田広則君） 昨日、一般質問をさせていただきますので、意見じゃありません、期待をする要望をして終わりたいと思います。

27ページの営業費用の総係費の中の、私が昨日言った印刷製本費だったり通信運搬費というところで、農業集落排水処理施設事業のほうを合わせて600万ということで、下水道事業のほうで約520万円。1億6000万のうちですね、何百万という数字ですけれども、じゃあ、これの利益を出そうとしたら、600万利益を出そうとしたら相当の努力が必要になるということだろうと思います。そうした中に取り組まれたと、取り組んでいきますということでございますので、昨日言い忘れたんですけども、時間がなくて言わなかったんですよ、実は。というのは、結局、毎月やってたことを年に1回するということですから、当然、製本、材料代も減るし、それから、作業者の、数字に出ない軽減策ですね。それから、当然部屋を使って、機械を使うわけですから、機械の電気代であったり、LEDの照明代とか、そういうのも、本来計算すれば出てくるはずだと思います。

今回マイナスで47万円というふうになっておりますし、あれなんです、見えないんですが、しっかりと取り組まれた結果がですね、決算時に出ればいいなど、皆さんが、こんなに作業が簡単になりましたということが言えるようですね、頑張っていたきたいなというふうに期待をしておきます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 資本的支出と収入と、収益的支出と収入があって、この関連が分かるような資料を1部入れていただければ大変分かるかと、ありがたいと思いますので、一応要望ということでお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） だそうです。お願いします。

ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） 下水道の老朽化、結構長い、もう40年以上ということで、まだまだ見えてない部分が多いかと思う。

これから、豪雨災害、それから震災、もうそのときの震災というか、地震の災害ですね。それこそ大きなことがあれば、今まで分からなかった部分が露出されてくると。そのときには、その周辺の方々が非常な思いをされるだろうというのは、やっぱり想像されますので、ぜひとも、もうそういう災害があったときはどうするかということまで、ぜひ考えていただいて、診断はなるべく早くやっていただければなど、強く要望いたします。

以上です。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ただいま谷口委員から申し出がありました資料請求に関してお諮りをいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しましたのでよろしく願いいたします。

それでは、以上ではありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第20号・令和4年度八代市下水道事業会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後3時41分 小会）

(午後3時42分 本会)

◎議案第23号・市道路線の認定について

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第23号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長(竹原彰吾君) こんにちは。
(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 土木課の竹原でございます。

議案第23号・市道路線の認定についてを説明いたします。着座にて、——すみません、着座してました、すみません。(笑声) 着座にて説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、議案書により説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要でありますことから、今回は、鏡町の碓原西2号線の認定をお願いするものでございます。

それでは、市道認定をすることになった経緯について説明させていただきます。

議案書の18ページに位置図を示しておりますので、御覧ください。

本路線は、鏡町貝洲地区のほぼ中央に位置しており、市道碓原西1号線から市道有佐貝洲大江湖線へと接続する幅員が2.0メートルから4.0メートルで、延長が約205メートルの里道であります。

以前より地元から道路改良の要望が上がっておりましたが、本路線に隣接する西側の地域において、県営事業の農業競争力強化基盤整備事業、貝洲地区が平成28年度から行われていたため、工事着手ができない状況となっております。

令和4年度に、この事業が完了する予定となっております。道路拡幅に必要な用地確保が見込めるようになったことから、市内一円道路改良事

業として工事を行うため、新たに市道路線の認定手続を行うものでございます。

なお、起点、終点の地番につきましては、17ページの議案書にて御確認をお願いいたします。

以上で、議案第23号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

まず、議案第23号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午後3時45分 小会)

(午後3時45分 本会)

◎議案第24号・八代市土地開発公社の解散について

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第24号・八代市土地開発公社の解散についてを議題とし、説明を求めます。

○用地課長(正山茂文君) こんにちは。用地課長の正山でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○用地課長(正山茂文君) それでは、議案書

の19ページをお願いいたします。

議案第24号・八代市土地開発公社の解散について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、八代市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、八代市土地開発公社の概要について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

八代市土地開発公社は、昭和47年に制定された、公有地の拡大の推進に関する法律により、地方公共団体に代わって、土地の先行取得を行うことを目的とする土地開発公社の創設が明文化されたことに伴い、昭和49年3月に設立されました。

設立団体は八代市であり、資本金300万円を全額出資しております。役員数は、理事15名、監事1名の計16名、職員数は、用地課の職員が兼務する形で5名となっております。

次に、八代市土地開発公社の公共用地取得の実績について御説明申し上げます。

委員会資料の5ページを御覧ください。

八代市土地開発公社は、平成年代も公共用地取得を行い、その総取得面積は2万7479平方メートル、総取得金額は7億5031万8000円となっております。

主な事業としましては、資料の事業実績に記載しておりますが、平成2年のヘルシーパル八代や広域行政事務組合消防庁舎の建設用地、平成8年の高田公民館用地、平成17年の有佐駅西側宅地整備用地の取得を行っております。

次に、八代市土地開発公社の解散を行う理由について御説明申し上げます。

委員会資料の6ページを御覧ください。

土地開発公社の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで、年々上昇する地価への影響を抑えるなど、公共事業の推進を担ってきたとこ

ろですが、バブル経済崩壊以降、全国的に、都市部を除き、土地価格の下落、横ばいの傾向が続き、先行取得の必要性が低下しております。

また、当該公社において、平成17年度を最後に、土地取得の実績がなく、現時点において、八代市の事業用地の先行取得の予定がないことから、公社の役割が終わり、必要性がなくなってきたものと判断されるため、解散を行うものでございます。

公社の解散手続についてでございますけれども、土地開発公社の解散につきましては、公社の定款第29条で、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た上、八代市議会の議決を経て、熊本県知事の認可を受けたときに解散すると規定しております。

本年2月7日、鏡支所3階の会議室で開催されました公社の理事会において全会一致で、公社解散に関する議案を可決しております。

次に、八代市土地開発公社が現在所有する財産について御説明申し上げます。

公社の現状としましては、平成29年末に有佐分譲地を売却し、現在、保有している土地はございません。

現金及び預金の現在高は、資本金300万円、現金1771万円の合計2071万円でありまして、借入金等はございません。

この残余財産については、八代市土地開発公社定款第29条第2項の規定に基づき、全てが八代市へ帰属することとなっております。

次に、解散のスケジュールについて御説明申し上げます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

このたび、解散に係る議案を提出し、可決いただいた場合には、熊本県へ解散認可申請を行います。熊本県から解散が認可されましたら、公社の解散登記及び清算人登記を行い、2か月間の債権整理期間を経て、清算人会の開催、清算終了の登記を行い、熊本県へ清算終了の届け

が終わり、全ての清算手続が終了することになります。

おおむね最短で、令和4年10月中旬を手続完了と見込んでおります。

以上、議案第24号・八代市土地開発公社の解散につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（太田広則君） 八代市土地開発公社は、私も理事で大変お世話になりました。1点だけ確認させてください。現金1771万円。八代市へ帰属するということは八代市の何か積立基金、どっかに行くということでしょうか。もし、教えられる範囲で教えていただければ。

○用地課長（正山茂文君） 一般財源の歳入になることになります。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 質疑じゃありませんけど、公社の役割はよく果たしていただきました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） これは基金が14億あったかと思いますが、そのお話、説明は、今ありましたか。

○用地課長（正山茂文君） 土地開発基金のことだと思いますけども、土地開発基金については、八代市土地開発公社の借入れ先の1つということになりますので、土地開発基金については、公社の範疇ではないというようなことになります。はい。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第24号・八代市土地開発公社の解散については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後3時53分 小会）

（午後3時53分 本会）

◎議案第38号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第38号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設政策課長（一美晋策君） 建設政策課の一美です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設政策課長（一美晋策君） 恐れ入ります。

八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

資料3ページをお開きください。

初めに、この条例名の頭にあります八代市特定用途制限地域とは、資料中段にあります、新八代駅周辺の赤破線で囲まれた約95ヘクタールの区域のことを指しておりまして、平成19年12月に、本市の新たな玄関口として、良好な住環境の形成を保持するために、都市計画法に基づき、指定をした地域であります。

その八代市特定用途制限地域において、景観や風紀を損ねる建築物等の立地を防ぐために、建築基準法に基づき、建築物等の用途の制限に関する条例を同時期に策定したものが、今回改正を予定している条例であります。

この条例により、資料下段にあります。1から10の建築物について、建築できないよう制限してきました。制限している建築物には、第9項にあります、床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎も含んでおります。

そのような中、今回、条例の改正をするに至った経緯でございますが、資料上段の経緯に記載しておりますとおり、令和4年4月1日から、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が施行されることとなります。

この法律は、近年の畜産業を取り巻く国際経済環境の変化に対応し、新たに、従来の建築基準法より緩和された基準で、畜舎等の建築が可能となる法律でございます。

本市が、八代市特定用途制限地域内に建築を制限しております畜舎は、建築基準法に基づく建築物であります。令和4年4月1日以降、この畜舎の特例法に基づき認定された畜舎については、建築基準法の適用が除外されることとなりますことから、従来の条例では、建築の制限ができなくなります。

そこで、八代市特定用途制限地域においては、これまでどおり、従来の良好な住環境のまちづくりを継続する必要がありますことから、特例法に基づき認定され、建築基準法の適用が除外された畜舎であっても、建築できないように、引き続き制限をかけるために、今回、既存の条例を改正するものでございます。

資料2ページの新旧対照表をお開きください。条例の改正箇所について説明いたします。

第1条の趣旨の下線部のところに、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行規則を追加しました。

第4条第1項の下線部ただし書以降は、建築基準法に基づく建築物についてのことを示しておりますので、認定畜舎は除く旨の記載を追加しました。

別表第1には、特定用途制限地域内に建築してはならない建築物を記載しておりますが、その第9項の畜舎について、特例法に基づき、認定された畜舎も含むように変更しております。

最後に、条例改正の施行日ですが、今回、条例改正のきっかけとなりました、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行日と同時の令和4年4月1日からの施行を予定しております。

以上で、八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑があったらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないでしょうか。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室願います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(上村哲三君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員(山本幸廣君) 何かありませんかという委員長のあれですけども、今、コロナの状況はこういう状況でありますからですね、管内の調査もできないし、所管での調査の中ではですね、当分、調査はできないような状況になるんじゃないかなろうかと、本議員は思いますけど、本委員は。

○委員長(上村哲三君) ほかにありますか。

○委員(木村博幸君) 私も初めてでよく分かりませんが、所管事務調査じゃなくて現地調査みたいところはこれには含まれないんですか。

○委員長(上村哲三君) 現地調査は所管事務調査の一環です。

○委員(木村博幸君) ああ、そうですか。

○委員長(上村哲三君) はい。

○委員(木村博幸君) 1つですね、気になるのは、やっぱりTSMCの関係で、やっぱり八代の外港地区、この辺の整備をですね、ひょっとしたら望まれている企業さんがあられるのか

など。

話を聞くと、もう場所がない、企業誘致するにも場所はありませんよというお話だったので、そこはやっぱりきちっと見に行って本当に、どの辺に何か必要などあるんじゃないかなろうかなというのは、やっぱり建設環境委員会でも少し実態を少し把握しとったほうがいいのかなどちよっと思ったところです。

○委員長(上村哲三君) 小会します、ちょっと。

(午後4時02分 小会)

(午後4時04分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

ほかになれば、以上で所管事務調査の件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもって、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

(午後4時05分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年3月11日

建設環境委員会

委員長